

令和 3 年

決算特別委員会

令和 3 年	9 月 13 日	開会
令和 3 年	9 月 15 日	閉会

大江町議会

決算特別委員会会議録目次

第 1 号（9月13日）

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	1
○出席委員	2
○委員外議員	2
○欠席委員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○委員会に職務のため出席した者	2
○開会の宣告	3
○委員長の互選	3
○委員長挨拶	3
○副委員長の互選	3
○付託案件の説明	3
○散会の宣告	14

第 2 号（9月14日）

○議事日程	15
○本日の会議に付した事件	15
○出席委員	16
○委員外議員	16
○欠席委員	16
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	16
○委員会に職務のため出席した者	16
○開議の宣告	17
○付託案件の審査（議第68号 令和2年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について）	17
○付託案件の採決（議第68号 令和2年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について）	73

○付託案件の審査（議第 6 9 号 令和 2 年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について）	7 3
○付託案件の採決（議第 6 9 号 令和 2 年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算 の認定について）	7 5
○付託案件の審査（議第 7 0 号 令和 2 年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について）	7 5
○付託案件の採決（議第 7 0 号 令和 2 年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決 算の認定について）	7 6
○散会の宣告	7 6

第 3 号（9 月 1 5 日）

○議事日程	7 7
○本日の会議に付した事件	7 7
○出席委員	7 8
○委員外委員	7 8
○欠席委員	7 8
○地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名	7 8
○開議の宣告	7 9
○付託案件の審査（議第 7 1 号 令和 2 年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について）	7 9
○付託案件の採決（議第 7 1 号 令和 2 年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認 定について）	8 7
○付託案件の審査（議第 7 2 号 令和 2 年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 の認定について）	8 7
○付託案件の採決（議第 7 2 号 令和 2 年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算 の認定について）	9 0
○付託案件の審査（議第 7 3 号 令和 2 年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決 算の認定について）	9 1
○付託案件の採決（議第 7 3 号 令和 2 年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決 算の認定について）	9 3

○付託案件の審査（議第74号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について）	94
○付託案件の採決（議第74号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出 決算の認定について）	95
○付託案件の審査（議第75号 令和2年度大江町水道事業会計決算の認定について）	95
○付託案件の採決（議第75号 令和2年度大江町水道事業会計決算の認定について）	100
○閉会の宣告	100
○署名議員	103

決算特別委員会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和 3 年 9 月 1 3 日 (月) (本会議休会后) 開会

1 決算特別委員会正副委員長の選任について

開 会 (臨時委員長)

委員長互選 (臨時委員長)

副委員長互選 (委員長)

2 付託案件に係る詳細説明

3 付託案件の審査

議第 6 8 号 令和 2 年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 9 号 令和 2 年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 0 号 令和 2 年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 1 号 令和 2 年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 2 号 令和 2 年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 3 号 令和 2 年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 4 号 令和 2 年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 5 号 令和 2 年度大江町水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（10名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君

委員外議員（1名）

議長 菊地勝秀君

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	楨英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

委員会に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主査 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開会 午後 2時35分

○臨時委員長（土田勵一君） ただいま本議場において決算特別委員会が招集されました。委員長及び副委員長がともにいないときは、大江町議会委員会条例第8条第2項の規定に基づきまして、年長の委員がその職務を行うことになっております。したがいまして、私、土田勵一が臨時委員長の職を務めますので、暫時の間ご協力お願いいたします。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

◎開会の宣告

○臨時委員長（土田勵一君） ただいまの出席委員は全員です。

定足数に達しておりますので、決算特別委員会を開会いたします。

◎委員長の互選

○臨時委員長（土田勵一君） これより委員長の互選を行います。

お諮りします。

互選の方法については、指名推選によるものとし、臨時委員長が指名したいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（土田勵一君） 異議なしと認めます。

したがって、互選の方法については指名推選によるものとし、委員長は臨時委員長が指名することに決定いたしました。

お諮りします。

決算特別委員会委員長には、さきの議会運営委員会での協議に基づき、4番、櫻井和彦君を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○臨時委員長（土田勵一君） 異議なしと認めます。

したがって、4番、櫻井和彦君が決算特別委員会委員長に決定いたしました。

以上で臨時委員長の職務が終了しましたので、委員長と交代いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

以上であります。

◎委員長挨拶

○委員長（櫻井和彦君） ただいま決算特別委員長の指名を受けました4番、櫻井和彦です。

何分このような高い場所是不慣れではございますが、大江町会議規則及び議会運用例を準用して粛々とかつ整々と議事を進めてまいる所存でありますので、議員の皆様のご協力とご配慮を賜れますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、議会運用例第6条発言第2項相手方の呼称で、町長、副町長、〇〇課長、〇〇議員、〇〇君と呼び、〇〇さんは用いないものを例とすると明記されておりますので、それを準用しかつ男女の区別をつけない意味合いからも、原則的に〇〇議員という呼称を使わせていただきますので、あらかじめご了承をお願いします。

それでは、これから委員会の議事を進めさせていただきます。

◎副委員長の互選

○委員長（櫻井和彦君） これより副委員長の互選を行います。

お諮りします。

互選の方法につきましては、指名推選によるものとし、委員長が指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、互選の方法については指名推選によるものとし、副委員長は委員長が指名するものと決定いたしました。

お諮りします。

決算特別委員会副委員長には、さきの議会運営委員会での協議に基づき、3番、藤野広美議員を指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、3番、藤野広美議員が決算特別委員会副委員長に決定しました。

なお、本委員会の傍聴については、委員会条例第16条第1項の規定に基づき、委員長はこれを許可します。

呼称については「君」を用いることも可能でありますので、これを準用したいと思います。よろしくお願いします。

◎付託案件の説明

○委員長（櫻井和彦君） 付託案件の審査を行います。

議第68号から議第74号までの令和2年度大江町一般会計及び各特別会計歳入歳出決算の認定、計7件の議案についての会計管理者の詳細説明を求めます。

清水会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（清水正紀君） 令和2年度決算についてご説明させていただきます。

一般会計ほか各特別会計の予算執行は、令和3年3月をもって終了し、2か月間の出納整理期間を経て、5月末に閉鎖いたしました。その後、科目ごとに内容・明細の照合と精査を行った上で、地方自治法第233条第1項の規定により、6月29日付で町長宛て決算調書を提出しております。

それでは、議第68号 令和2年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定からご説明いたしますが、人件費や事務的な経費の説明は省略させていただくとともに、決算額の大きな科目に限定し、1,000円未満を切捨てして説明いたしますので、ご了承を賜りたいと存じます。

また、主な事業につきましては144ページからの主要施策事業に関する調にまとめておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

事項別明細書により、歳入からご説明いたします。

9ページをお開きください。

1 款町税は、収入済額 8 億1,014万6,000円、前年度対比で1.8%の減となりました。調定額に対する徴収率は97.5%で、前年度とほぼ同率となっております。なお、町税の歳入総額に占める割合は11.9%となります。

1 項町民税は、前年対比で、個人分が0.3%の減、法人分で46.1%の減となり、町民税全体としては10.7%の減となりました。

2 項固定資産税は6.2%の増、3 項軽自動車税は5.2%の増となりました。

4 項たばこ税からは記載のとおりであり、詳細につきましては152ページの町税に関する調をご参照いただきたいと存じます。

11ページ上段の2 款地方譲与税は前年度対比9.4%の増、13ページ中段の7 款地方消費税交付金は23.9%の増となりました。

下段の10款地方交付税は25億1,051万2,000円で、13.1%の増となりました。歳入総額に占める割合は36.8%となっております。

15ページの12款分担金及び負担金と、13款使用料及び手数料は記載のとおりであります。

19ページ上段をご覧ください。

14款国庫支出金は16億3,392万7,000円で、前年度対比で293.5%の大幅な増となりました。主なものとしまして、1 項国庫負担金では、障害者自立支援給付費や子どものための教育・保育給付費、児童手当費など、2 項国庫補助金、1 目では地方創生推進交付金、21ページの特別定額給付金事業費、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、2 目では子ども・子育て支援交付金、4 目では社会資本整備総合交付金、臨時道路除雪事業費、5 目では公立学校施設整備費、文化財調査費などがあります。

23ページ上段からの15款県支出金は3 億6,531万3,000円で、前年度対比で20.7%の増となりました。

1 項県負担金は、1 目では、障がい者自立支援給付費や子どものための教育・保育給付費、児童手当費など、2 項県補助金では、2 目の重度心身障害児者医療費、25ページ上段の子育て支援医療費、4 目の中山間地域等直接支払交付金、農業次世代人材投資事業費、産地生産基盤パワーアップ事業費など、5 目の新・生活様式対応支援事業費、27ページ、8 目災害復旧費県補助金が主なものです。

29ページの16款財産収入は記載のとおりであります。

31ページ、17款寄附金2 目ふるさとまちづくり寄附金は、前年度対比で7.1%の増となりました。

18款繰入金は2億7,037万7,000円です。前年度より7,734万4,000円の減となりました。

33ページ下段の19款繰越金と20款諸収入は記載のとおりであります。

37ページの21款町債は3億9,920万円で、前年度対比で24.6%の減となりました。町債は、元利償還金に対する交付税算入率が高く有利な起債とされる過疎債や辺地債、臨時財政対策債などを活用しております。地方債の詳細については、156ページの地方債残高に関する調をご参照いただきたいと思います。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

41ページをご覧ください。

1款議会費は支出済額8,505万円で、人件費や物件費など経常的な経費がほとんどであります。

2款総務費は支出済額19億1,812万1,000円で、前年度対比で39.8%の増となりました。翌年度への繰越明許費は、ホームページ改修事業、リモートワーク構築事業、社会保障税番号システム整備事業に係るものであります。

2款の主なものとしまして、47ページ中段の1項4目財産管理費における24節財政調整基金をはじめとする各種基金への積立てのほか、5目企画費では7節ふるさとまちづくり寄附に対する特典の謝礼、49ページ上段の12節ふるさとまちづくり寄附支援サービス業務委託料、道の駅再整備基本計画設計委託料、18節の空き家等利用促進補助金、集落活性化支援交付金、51ページ上段の24節ふるさとまちづくり寄附基金積立金、7目公共交通対策費、12節の乗り合いタクシー、町営バス運行业務委託料、53ページの17節車両購入費などがあります。

8目交流ステーション費は、14節交流ステーション冷暖房設備等改修工事、55ページ中段の10目18節の特別定額給付金などがあります。

61ページをお開きください。

下段からの3款民生費は12億953万3,000円で、前年度対比10.2%の増となりました。

3款の主なものとしまして、1項1目社会福祉総務費では、63ページ中段の24節地域福祉振興基金積立金、27節国民健康保険特別会計繰出金、2目老人福祉費では、65ページ18節後期高齢者医療療養給付費負担金と27節後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計繰出金などがあります。下段からの4目障害者福祉費は、67ページ12節地域生活支援事業委託料、19節の障害福祉サービス費などの各種補助費などがあります。

2項児童福祉費では、1目児童福祉総務費、18節の幼児給食費支援事業補助金、誕生祝特別給付金、69ページ上段の子育て支援医療費や、2目児童措置費の12節民間立保育園運営委

託料や18節子育て世帯への臨時特別給付金及び施設型給付費負担金、19節の児童手当費など、下段の4目児童福祉施設費では、71ページ12節の町立保育園指定管理料、放課後児童クラブへの委託料などがあります。

3項1目災害救助費は、73ページ上段、18節被災者生活再建支援金などがあります。

4款衛生費は3億2,579万8,000円で、前年度対比で43.4%の増となりました。主なものとしまして、1項1目保健衛生費は18節診療所開設支援補助金、75ページ、2目予防費では12節の健康診査委託料や予防接種委託料、3目環境衛生費は12節災害廃棄物回収運搬委託料、77ページ中段の5目排水処理費、18節合併処理浄化槽設置補助金などがあります。

2項1目清掃総務費は、12節家庭系ごみの収集運搬に係る清掃業務委託料と、18節広域行政事務組合クリーンセンター・斎場負担金などがあります。

5款労働費は、労働金庫貸付金などがあります。

6款農林水産業費は3億8,983万円で、前年度対比で17%の増となりました。翌年度への繰越明許費は農地耕作条件改善事業、町単独土地改良事業及び林道開設事業に係るものがあります。主なものとしまして、81ページ、3目農業振興費では、18節農機具等整備事業補助金、産地生産基盤パワーアップ事業補助金、85ページ、5目農地費、18節県営農村地域防災減災事業に対する負担金、町単独土地改良事業補助金、27節農業集落排水事業特別会計繰出金などがあります。87ページの9目から11目までの主なものは、農用地流動化奨励事業補助金や中山間地域等直接支払交付金、多面的機能支払交付金などで、個人や団体に対する補助金や交付金になります。12目新規就農者支援費は、89ページ、18節農業次世代人材投資事業補助金などが主なものです。

2項2目の林業振興費は、91ページ、18節林業基盤等整備事業補助金、3目18節の森林総合整備事業費補助金などがあります。

中段からの7款商工費は3億2,842万3,000円で、前年度対比で81%の増となりました。

1項2目商工振興費では、93ページ、18節企業立地促進事業助成金、プレミアム付き商品券事業補助金、緊急経済対策商品券事業補助金、商工業者経営支援給付金、新・生活様式対応支援事業補助金など、3目観光費では、95ページ、14節古寺遊歩道整備工事費や健康温泉館改修工事費などがあります。

8款土木費は6億2,264万3,000円で、前年度対比で10.5%の減となりました。翌年度への繰越明許費は道路橋梁整備費、急傾斜地崩壊対策事業に係るものなどがあります。

97ページ、2項2目道路維持費では14節町道維持補修工事など、3目道路除雪費は、降雪

量が多かったことにより前年度対比で約2.6倍増の1億4,831万6,000円となりました。99ページ、4目道路新設改良費は、繰越明許費分を含め町道藤田堂屋敷線など11路線の道路改良のほか、主要地方道大江西川線改良工事に対する県営事業負担金などであります。101ページ上段の6目橋梁維持費は8つの橋梁の補修工事などであります。4項都市計画費は、103ページ、3目27節公共下水道事業特別会計繰出金、5項2目住環境整備費は、18節住宅建築奨励事業補助金、災害被災住宅修繕補助金などあります。

105ページ、9款消防費は2億1,560万8,000円で、前年度と同程度となりました。

1項1目常備消防費は広域行政事務組合消防費負担金、2目非常備消防費は町消防団の運営に要する経費など、3目消防施設費は14節消防施設整備工事、107ページ、4目災害対策費は12節防災行政無線等保守点検委託料、14節災害備蓄倉庫設置工事、18節自主防災組織育成・活動支援事業補助金などあります。

10款教育費は5億8,977万1,000円で、前年度対比で4.1%の増となりました。翌年度への繰越明許費は、ふれあい会館自家発電設備整備に係るものであります。

1項教育総務費は、事務局運営及び学習生活指導補助員や外国語指導助手の配置、中学生国際理解教育研修事業、タブレット等教育用備品購入など、教育活動推進に要する経費であり、111ページからの2項小学校費及び115ページ、3項中学校費は、学校運営に要した経費であります。学校関係で主なものは、左沢小学校トイレ改修、大江中学校上下水道工事、学校給食支援事業などあります。

119ページ、4項社会教育費は各種生涯学習講座の開設費や、121ページ、14節町民ふれあい会館空調設備工事など施設の維持管理費となっております。123ページ下段の5目文化財保護費では、125ページ中段の14節楯山公園整備工事、18節文化的景観整備事業補助金などあります。5項保健体育費は、127ページ、1目18節体育協会補助金などあります。

129ページ、11款災害復旧費は1億7,626万2,000円で、豪雨災害により大幅な増となりました。翌年度への繰越明許費は、道路橋梁及び農地、農業用施設災害復旧工事に係るものであります。

131ページ、12款公債費は5億8,058万5,000円で、前年度対比20.1%の増となりました。

13款諸支出金は3,532万1,000円で、前年度対比で226.8%の増であり、交通安全対策費や水道事業会計負担金、補助金などあります。

133ページ、14款予備費は、緊急に対応が必要となった事業に対して充当したものであります。

135ページをお開きください。

以上の結果、記載のとおり、歳入総額から歳出総額、そして翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億9,504万8,000円となりました。

136ページからの財産に関する調書は、3月31日現在で作成することになっております。

139ページの基金の管理は、地方自治法第241条第7項に規定されており、出納整理期間の適用はないとされております。ふるさとまちづくり基金は出納整理期間中の5月に積立てを行ったことから決算年度中増減高はゼロ円となりましたが、出納整理期間後の5月末では増減高は7,007万2,000円、残高は2億6,253万8,000円となります。増減高は3年度中の増減となりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

続きまして、特別会計についてご説明いたしますが、特徴的なもの、前年度との比較で増減の大きなものに限定して説明いたしますので、ご了承を賜りたいと存じます。

議第69号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算の歳入からご説明いたします。

162ページをお開きください。

1 款保険税は収入済額1億2,991万円、不納欠損額76万7,000円、収入未済額は1,252万9,000円であり、前年度対比で5.5%の減となりました。

164ページ、4 款県支出金は5億9,800万9,000円で、前年度対比で1.2%の増となりました。次に、歳出についてご説明します。

170ページをお開き願います。

2 款保険給付費は支出済額5億5,451万5,000円で、前年度対比で2.2%の増となりました。

172ページの下段の3 款国民健康保険事業費納付金は2億577万円で、前年度対比で3.9%の減となりました。

以上の結果、180ページに記載のとおり、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は4,279万4,000円となりました。

議第70号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

192ページをご覧願います。

歳入の1 款保険料は収入済額7,385万3,000円、前年度対比5.7%の増となりました。

3 款繰入金は、ルールに基づく一般会計からの事務費繰入金及び保険基盤安定繰入金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

196ページをご覧願います。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金は、保険料及び事務費等に係る負担金で、歳出全体の 98.5%を占めており、支出済額は 1 億 279 万 1,000 円であります。

以上の結果、200 ページに記載のとおり、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は 195 万 4,000 円となりました。

議第 71 号 介護保険特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

208 ページをご覧ください。

歳入の 1 款保険料は収入済額 2 億 1,035 万 3,000 円で、不納欠損額は 32 万 1,000 円、収入未済額は 95 万 1,000 円で、前年度対比で 3.6%の減となりました。

3 款国庫支出金、210 ページ、4 款支払基金交付金、5 款県支出金につきましては、ルールに基づき介護サービスに係る居宅・施設等給付費や保険給付費等に対する一定の割合の額が交付されたものであります。

7 款繰入金につきましては、一般会計からの繰入金であります。

次に、歳出についてご説明いたします。

218 ページの 2 款保険給付費は歳出全体の 89.3%を占めており、支出済額は 9 億 8,252 万 9,000 円で、前年度対比で 4.5%の減となりました。

220 ページからの 4 款地域支援事業費は、前年度対比で 7.5%の減となりました。2 項 1 目 12 節の一般介護予防事業委託料については、健康維持教室などの開設費用であります。

以上の結果、226 ページに記載のとおり、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支は 5,942 万 5,000 円となりました。

議第 72 号 宅地造成事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

236 ページをご覧ください。

歳入の 1 款 1 項 1 目住宅団地分譲収入は、おおぞら住宅団地の分譲収入で、2 区画の分譲収入であります。

歳出であります。238 ページをご覧ください。

1 款 1 項 1 目の宅地造成費は、おおぞら住宅団地分譲 P R 経費及び下水道加入負担金、一般会計繰出金であります。

以上の結果、240 ページに記載のとおり、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は 54 万 1,000 円となりました。

議第 73 号 公共下水道事業特別会計歳入歳出決算についてご説明いたします。

246 ページをご覧ください。

歳入の2款使用料及び手数料は収入済額5,622万4,000円で、収入未済額は68万6,000円です。

4款一般会計繰入金は1億6,857万6,000円です。

次に歳出であります。250ページをご覧ください。

2款施設費は、管渠及び処理場の維持管理等に係る経費で、支出済額は5,458万7,000円です。翌年度への繰越明許費は災害復旧に係るものであります。

252ページの3款下水道建設費は2,093万9,000円で、翌年度への繰越明許費は下水道事業変更計画に係るものであります。

4款公債費は1億7,032万円となりました。

以上の結果、254ページに記載のとおり、歳入総額から歳出総額そして翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は204万9,000円となりました。

最後に、議第74号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算についてご説明申し上げます。261ページをご覧ください。

歳入の2款使用料及び手数料は、収入済額656万7,000円で、収入未済額は12万円です。

4款一般会計繰入金は3,737万7,000円となりました。

次に歳出であります。265ページをご覧ください。

2款施設費は、2つの処理施設の維持管理費等に要する経費であり、支出済額は1,933万2,000円です。

3款公債費は2,121万9,000円となりました。

この結果、269ページに記載のとおり、歳入総額から歳出総額を差し引いた実質収支額は238万8,000円となりました。

以上でございます。

○委員長（櫻井和彦君） ご苦労さまでした。

続いて、議第75号 令和2年度大江町水道事業会計決算の認定について、建設水道課長の詳細説明を求めます。

櫻井建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 議第75号 令和2年度大江町水道事業会計決算の概要につきましてご説明申し上げます。

なお、決算額につきましては、1,000円未満の額を切り捨てた単位で申し上げますので、あらかじめご了承を賜りたいと存じます。

決算書の4ページをお開き願います。

損益計算書についてでございます。

1 営業収益は1億8,256万8,000円で、給水収益などの営業に係る収益でございます。

2 営業費用は2億1,370万2,000円で、原水及び浄水費など営業に要した経費でございます。営業費から営業収益を差し引いた3,113万4,000円が営業損失になります。

3 営業外収益は4,402万4,000円で、受取利息及び一般会計からの補助金、長期前受金戻入等でございます。

4 営業外費用は1,399万3,000円で、財政融資資金等の支払利息等でございます。営業外収益から営業外費用を差し引いた3,003万1,000円が営業外収益であり、営業外収益から営業損失を差し引いた110万3,000円が経常損失であり、同額が当年度純損失になります。また、当年度純損失に前年度繰越利益剰余金を加えました2,889万4,000円が当年度未処分利益剰余金でございます。

以上、ご説明申し上げましたとおり、令和2年度収益的収支の決算においては110万3,000円の当年度純損失を計上したところでございますが、コロナ影響下で給水収益が減少したこと、あと消費税納税額が増加したことが大きく影響したものでございます。

次に、6ページをお開き願います。

剰余金計算書についてでございます。

最初に、利益剰余金の部でございますが、Ⅰ減債積立金の当年度末残高2,598万円となっております。

Ⅱ建設改良積立金は、前年度末残高2億714万5,000円に前年度繰入額10万円を加えまして、当年度末残高につきましては2億724万5,000円となっております。よって、当年度末の積立金合計につきましては2億3,322万5,000円となっております。

Ⅲその他剰余金につきましては、当年度末残高9,766万9,000円でございます。

Ⅳ未処分利益剰余金は、前年度未処分利益剰余金3,009万7,000円から前年度利益剰余金処分額10万円、これと当年度純損失110万3,000円を差し引いた、当年度における未処分利益剰余金は2,889万4,000円となっております。

8ページをお開き願います。

続いて、資本剰余金の部でございます。

Ⅰ国庫補助金及びⅡその他の資本剰余金は前年度末の残高より増減なく、当年度末残高は国庫補助金が5,325万円、その他の資本剰余金が1億6,180万3,000円になります。

9ページのⅢ受贈財産評価額は前年度末残高より増減なく、当年度末残高は1,282万3,000円になります。

これらの結果、翌年度に繰り越す資本剰余金は2億2,787万7,000円となっております。

10ページからは貸借対照表についてでございます。

資産の部、1固定資産は、有形固定資産と11ページの無形固定資産を合わせて17億8,892万1,000円でございます。2流動資産は3億1,462万9,000円で、資産の合計といたしましては、21億355万円となっております。

12ページをお開き願います。

負債の部、3固定負債は企業債で7億9,433万1,000円であります。4流動負債は、企業債と未払金、引当金を合わせて5,931万3,000円でございます。13ページの5繰延収益は、長期前受金6億4,064万9,000円から長期前受金収益化累計額3億2,943万9,000円を差し引いて3億1,120万9,000円で、負債合計は11億6,485万4,000円となっております。

資本の部、6資本金は3億5,102万9,000円でございます。

14ページをお開き願います。

7剰余金は、資本剰余金と利益剰余金を合わせました剰余金合計が5億8,766万7,000円となっており、資本金と剰余金を合わせた資本合計は9億3,869万6,000円でございます。また、負債合計と資本合計を合わせました負債資本合計は21億355万円でございます。

15ページ以降、附属資料を添付しておりますので、ご参照いただければと思います。

以上でございます。

○委員長（櫻井和彦君） ご苦労さまでした。

◎散会の宣告

○委員長（櫻井和彦君） 本日はこれにて散会します。

明日は午前10時から会議を再開します。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時22分

決算特別委員会

議 事 日 程 (第 2 号)

令和 3 年 9 月 1 4 日 (火) 午前 1 0 時開議

1 付託案件の審査・採決

議第 6 8 号 令和 2 年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について

議第 6 9 号 令和 2 年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 0 号 令和 2 年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（10名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君

委員外議員（1名）

議長 菊地勝秀君

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	楨英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

委員会に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主査 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○委員長（櫻井和彦君） おはようございます。

ただいまの出席委員は全員です。

定足数に達しておりますので、決算特別委員会を再開いたします。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

これから本日の会議を開きます。

本委員会の傍聴については、大江町議会委員会条例第16条第1項の規定に基づき、委員長はこれを許可します。

◎付託案件の審査

○委員長（櫻井和彦君） それでは、議第68号 令和2年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象といたします。

お諮りします。

審査の方法については、歳出から順次、款ごとに区切って行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、歳出から款ごとに審査を行うことに決定しました。

なお、質疑については、大江町議会会議規則第51条及び55条の規定により、発言しようとする者は、議席番号を告げ許可を得てから発言してください。その際、ページ数を明らかにしてください。また、同一議題について1人3回を超えることができないという規定を準用しますので、委員諸君のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

それでは、歳出、第1款議会費の質疑を行います。

41、42ページになります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 質疑なしと認めます。

これで議会費の質疑を終わります。

2款総務費の質疑を行います。

ページ数は41ページから62ページになります。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。

52ページの企画費ですけれども、一番上に書いてある県の若者定着支援基金出捐金というのでありますけれども、この読んで字のごとく、若者定着にどのように活用されたものなのかなというのと、この出捐金の効果というのは出ているのかということでお聞きしたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

若者定着支援基金出捐金296万4,000円につきましては、内容といたしましては、地方創生の分といたしまして日本学生支援機構と、あと市町村連携枠といたしまして大江町のふるさと奨学金がございます。その奨学金を利用していただいた方で大学等を卒業後、地元に住居し、3年間県内で就業した場合、県と町が連携して奨学金の返還を一部免除する内容となっております。

昨年の296万4,000円につきましては、地方創生枠で1名、市町村連携枠で5名ということで、6名分の出捐という形でなっております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） よく分からないんですけれども、その出捐金についてちょっと調べさせていただいたんですが、これは金銭や物品を寄附することと書いてある、人のために金を使うことだと。当事者の一方の意思に基づき財産上の損失をして、ほかに利得させること。それぞれのこの財団等で公債、預金等々して得た果実である利子、利息を収入源として事業を行っている。これは出捐金として投下された資金を各財団等が直接事業等に使っているのではないと。ただ、リスクの少ない低い金利の金融資産に預け入れて寝かせているに過ぎないというふうにあるんですけれども、今、課長から説明があったとおり、地方創生のほうで奨学金、これを利用していただいた方で効果が出ているといいますかね、ということであつたら差し支えはないのかなと思うんですけれども、この投資、あるいは出資金ということで

すので、こういうようなの効果があればそのままいいんですが、県がこの出捐金を引き上げて今後のより費用対効果の高い事業内容などへの執行方法というのを見直しすべきではないのかなというふうに私自身として考えたんでありますけれども、効果があるんであればそのままそれで結構なんですけれども、何かこれについてコメントがあればお願いします。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） この出捐金については、今、委員おっしゃったとおり、奨学金の返還に対する県と町の補助というか、返還免除の部分を出捐という形で県のほうで一旦プール、プールというかな、その部分を県の、町の部分について町からの出捐を県と一緒にそこにし出捐金としてそこに一旦置いて、先ほど申した対象者、町内に3年、3年居住、地元で3年居住して、大学を卒業後ですので、今現在、今年、出捐する方については、今年度から奨学金を借りた方の分になります。それが地元に戻ってきたときに奨学金の免除と、この出捐を使って免除となるということで、幾らか、幾らでも地元のほうに戻ってきていただきたいというようなことから、出捐を行って県と町、連携した取組を行っているという事業となっております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

同じく52ページの2款1項7目公共交通対策費から委託料の乗り合いタクシー運行业務委託料についてお伺いいたします。こちらは今年度から利用地区が拡大されたかと思うんですけれども、それについての利用状況教えてください。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 乗り合いタクシーの区域については、令和2年度から拡大したというお話は事あるごとに話させていただいているところでございます。乗客数、利用者数につきましては、令和元年度が2,510人で、令和2年度については2,941人ということで、431名の利用者の増が図られております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） たくさんの方に利用いただいてありがたいんですが、エリアがすごく増えた割には多くないのかなという感じがしてまして、高齢者の方の免許の返納であった

りとか、免許を持たない方、小さいお子さん、お子さんというか学生の方とか、そのバスの時間が合わないというような情報もありますので、この時間、今、4便、往復4便なんですが、この増便は考えておられないのか、またずっと要望があります富沢区の方については今のところどうなっているのでしょうか。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 増便という話です。当然、利用者の方からご利用が、ご利用というか、ご要望をいただいた上で利用者数が伸びるというような場合であれば増便という形も取る必要があるのかなと思いますけれども、今現在のところでは4往復で考えているところでございます。

先ほどお話ありましたとおり、令和2年度のエリア拡大に伴いまして、新規登録者数、乗り合いタクシーについては、登録いただいて利用いただいているという形になってございます。令和2年度に新たに登録した方が37名ということで、エリア拡大した部分についてはその部分に今、前からのエリアの方も新規で申し込んではいるかとは思いますが、その部分については増えたのかなというふうに思っております。

あとは、富沢地区につきましては、昨年来、要望、地区のほうからも要望いただいております。ただ、山交バスが走っているというような状況がありますので、その辺のところを十分に考えていながら、何ができるのかについては、当然、町のほうで検討する必要があるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） ありがとうございます。

富沢区は、皆さんもお分かりとおり、山交バスの路線とその居住路線というか、かなりきつい坂を登らなければならないということで、ご年配の方であるとか、障害をお持ちの方であるとかはかなり大変なのかなと、バスの利用が大変なのかなと思いますので、その辺をその対象者というか、その希望者、体にちょっと難しい状況がある方だけでも利用登録できるような形で進んでいただけたらなと思います。

また、子育て支援センター、町の施設であると思うんですけども、そこに乗り合いタクシーで行きたいんですけども、そこが停留所になってないので、JAの本郷のほうに降りてから歩いていくという方がいらっしゃるんですけども、やはり小さなお子さんを連れてというのが大変、冬場きついということでご要望をいただいておりますので、町の施設というこ

ともありますので、子育て支援センターも停留所に入れていただければと思います。よろしくをお願いします。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 今いただいたご要望については、十分に検討させていただいてできるところから取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番。

48ページ、2款1項7節ですかね、ふるさとまちづくり寄附謝礼ということで、新聞等によりますと大江町は約2億円ですかね、ふるさと寄附者、1市4町では寒河江市が断トツなんですけれども、その次は大江町だったと思います。

それで、返礼品につきましては、リンゴが50%ぐらい、桃20%、米18というふうに伺っていますが、出品者を増やすとか、量を増やすという考えはあるのかどうかお伺いしたいと思います。

私の知っている人で、これメリヤス関係の仕事なんですけれども、とてもすばらしいものを開発しまして、それを寄附謝礼できるかどうかなんていう方もおられましたので、その辺お伺いしたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

ふるさとまちづくり寄附金については、歳入のほうにございますけれども、2億8,300万ということで、昨年よりも1,900万程度伸びている状況にございます。

今、管内のお話がありましたけれども、管内からいくと寒河江市、今ありましたとおり、寒河江市は断トツですけれども、その次が河北町さん、その次が大江町という形になってございますので、その辺はご理解いただければなというふうに思っております。

今現在、寒河江市さんが断トツという話が結果として出ているわけですがけれども、その辺のところ、どういうふうな形であればあれぐらいいくのかというようなこともありますし、そのためには出品者、あるいは返礼品の数を増やして量を増やすということは当然、出てくるのかなというふうに思っておりますので、何が求められているのか、大江町で返礼品として何が選ばれているのかという部分を十分に把握しながら、返礼品、あるいは出品者を増やしていくことは当然、重要かなというふうに思っているところでございます。

あとは、昨年の返礼品、返礼品の割合と申しますか、今、リンゴが5割とお話ございましたけれども、正確な部分につきましてご報告申し上げたいと思いますけれども、昨年、令和2年度においては、リンゴが28.3%で1番多かったです。その次は桃で20.4%、その後が米で18%、その次はサクランボで8.7%というような上位4つになってございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 先ほどの河北町が抜けていまして、大変失礼しました。訂正させていただきます。また、リンゴが約50と言いましたが、実際は28.3%ということで了解いたしました。

品物につきまして、地元の名産品を送られていることは非常に都会にいる方にとっては喜ばしいことと思いますが、そのほかに例えば町の広報紙とか、議会だよりとか、また移住定住の件で町のこういうことをしているとか、考えているとか、地域おこし協力隊を募集しているとか、こういった町の状況なども併せて品物の中に手紙というんじゃないんですけれども、やっていただけたら効果が出てくるんじゃないかというような気はします。

といいますのは、私も昔、県外におったんですけれども、約30歳ぐらいまで役場から毎月、広報紙、町報ですね、これが送られてきておりました。それを見るたびにもう田舎の様子がもう目に浮かぶようで非常にうれしかったんですね。そんなことも私ありますと思いますので、ぜひその辺の町の情報誌なども入れていただいたらいいかと、現状はどうなんですか、お伺いします。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

寄附していただいた方については、こちらにあります、このような大江町からのお礼と申しますか、そのような形のチラシは当然送らせていただいて、このような形でこれまでふるさとまちづくり寄附については使わせていただいたというような周知を、周知と申しますか、ご案内を申し上げているところですので、その辺の部分で町のPRができればなというふうに思っているところでございます。

あとは、新たな出品者という形については、当然、広報あたりでも出品してみませんかというようなご案内を申し上げて、昨年も説明会を1回開催いたしております。その中で、新たな出品者、昨年も今年度に入ってから新たに出品したいという方、あとはかなり相談の方もいらっしゃいますので、その辺のところ十分に打合せを、協議を行った上で出品数、あ

るいは出品者が増えるような手だても行っていきたいというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 3回目、最後になります。

逆に、寄附された方のほうから大江町に関しまして、いわゆる感想というか、手紙とか、そういうのは時々あるんでしょうか。もしありましたら、そのような、何ですかね、手紙、感想文を町の広報紙などにも掲載されていたらいかがでしょうか。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） ありがとうございます。

寄附なされた方から返礼品を送って、大変すばらしかったというような感想をいただいております。その辺のところホームページにも若干ではありますけれども、これまでの返礼者、返礼者というか、寄附者からのお言葉なども載せておりますので、その辺は今後、皆さんにお知らせする手だてを若干ですけれども考えていければなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに質疑ありますか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページは54ページ、公共交通対策費の中の負担金のところのデュアル・モード・ビークル推進協議会負担金2万円ということで質問させていただきます。

デュアル・モード・ビークルが大江、白鷹かな、までのところで計画されてから相当な年数がたっていると思います。一頃盛り上がったときもあったと思うんですけども、現在はあまりそういうふうな話が聞こえてきません。

また、先進地と言われた北海道のほうでも、実際、運行の手前までいってやはり雪で普通の道路が公道が運行できないということで、現在、日本では四国と多分、京都のほうかな、2か所ぐらいが運行されていると思いますけれども、今後、これは県の事業になるのか、町村の事業になるのか分かりませんが、今後の見通しと今現在、負担金を出しているわけですけれども、何かその、何ていうのかな、いろんなことをどういうふうな対策でどういうふうな会合をしているのか、ちょっとお聞かせください。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

デュアル・モード・ビークル推進協議会負担金、負担金と申しますか、協議会につきまし

では、今、委員からあったとおり、JR左沢線とフラワー長井線の接続を行った上で、駅と観光地間のアクセス向上を実現し、沿線地域、沿線市町の地域振興を図るといような目的の下、デュアル・モード・ビークルの導入を推進するといような目的の下、協議会をスタートしております。構成市町については、今あったとおり、左沢線とフラワー長井線の沿線の10市町村が中心となって取り組んでいる事業でございます。

実際の活動といたしましては、今あったとおり、北海道の先進地がございました。ただ、デュアル・モードですので、鉄道と陸路といようなことで車両の開発がかなりのコストがかかるといような部分の中で、協議会としては視察も行ったと思います。ただ、うちの町が行ったかどうかはちょっと記憶は定かではございませんけれども、そのような形で進めているところでございます。

昨年度はコロナの状況でなかなか活動ができなかったんですけども、四国のほうでかなり頑張っているといようなことで、お話を聞くと来年あたりをめどに開通に向けた取組を行っているといようなことで、今年度、事務局のほうで視察を行うといような、協議会の中で行うといような事業を行っていることも話伺っております。

ただ、現実的にどうなのやとい話になると、当然、様々な課題が出てくるのは当然かなといふふうに思っておりますので、その辺のところは協議会の推移を見ながら、大江町としても当然、左沢線の左沢駅のある町といことがありますので、観光振興に向けた取組の中でどのようなことができるかといのは、協議会の中で話し合っていく部分かなといふふうに思っているところでございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 実際、デュアル・モード・ビークルが運行されれば、観光の面でもかなりのメリットになるといのは考えております。しかし、実際問題、やはり今、課長がおっしゃったとおり、車両の経費がやはり数千万もかかるとか、様々な問題をクリアしなければならない、果たしてここ多分十数年ぐらい話が出てからたっていると思うんですけども、いまだに進展がないと、大江町一人だけで頑張ってもしょうがないし、沿線の市町村がどういう形でやろうとしてもなかなか難しいんじゃないかといこともありますけれども、そういう進捗の状況が出てくるといこともないと思いますけれども、出てきたときには何らかの形でお知らせしていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） やっぱり機運の醸成と申しますか、地元の方がどれだけ望んでいるのか、あとは経費がどれだけかかるのかという部分は当然、お示ししながら、そのためにも先進地を視察しながらどれぐらいの経費がかかっているのか、あとは観光客がどれぐらい増えたのか、地元に対する部分については、当然、検討させていただきながら協議会として取り組んでいく部分について逐次ご報告はさせていただきたいなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。

48ページになります。報償費の婚活コーディネーター報償ということであります。今回の広報「おおえ」9月号にも載っております。今年、令和3年は7名が何か写真に写っておりますけれども、この2年度、当初6万円で6名というふうに聞いていたんでありますけれども、これ4万円ということは何か2名少なくなったということなんでですかね。その辺のところ、ちょっとお願いします。それから、あれですね、実績といいますか、そういうものがあつたのかどうかということをお願いします。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 婚活コーディネーター報償4万円につきましては、今お話があつたとおり、昨年度、令和2年度については4名で活動を行っていただきました。広報の今月号で7名ということで、今年度新たに3名の方から入っていただいて婚活活動、婚活事業については行っているというような状況でございます。

婚活コーディネーターの活動の状況ですけれども、昨年度につきましては、情報交換会、要は婚活コーディネーターの方から集まっていただいて情報交換会などを行いました。あとは1人1回の結婚相談会ということで、10月から12月にかけて1人1回の相談会を行っております。こちらについては、婚活生であったり、あとは親御さんであったりということが、結婚について悩みについて婚活コーディネーターと相談させていただいた部分であります。

あとは、朝日町の婚活コーディネーターとの情報交換会ということで、やっぱり様々、先進地でもありますし、その辺のところ情報交換しながら、あとは婚活生、いい人がいるかど

うか等々も踏まえた情報交換会を行っております。

以上です。

〔「実績は」と言う人あり〕

○政策推進課長（鈴木利通君） 実績、実績と申しますと、成婚まで行ったかということですが、そこまで令和2年度については成婚まで行った実績はございません。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。

なかなかこのプライベートな面がありまして、非常にこれは難しい今の時代はこれ難しい、昔とちょっと違って大変な仕事なんですけれども、とにかくこの結婚者、独身者をなくすというのは、結婚を増やして子どもをいっぱいつくっていただいたりして、人口を増やす方向にも行きますので、今後とももっと力を入れながら頑張っていただきたいというふうに思います。

それから、続けて一つ、50ページの負担金のほうで、下から何行目からだ、結婚新生活支援事業補助金というのが20万9,000円とあるわけなんですけれども、これも予算が30万ほどあったんですけれども、これ1人分なのかなということで、その辺の状況をお伺いしたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 18負担金補助及び交付金の下から10行目、結婚新生活支援事業補助金20万9,000円の中身についてでございますけれども、これは1世帯分で対象となるのが、夫婦ともに年齢が34歳以下、あとは夫婦の所得を合わせて340万円未満で、令和2年の4月1日から令和3年の3月31日までに入籍した世帯の方が大江町に住んだ場合について、新居への住居費用、この方については引っ越し費用になりますけれども、20万9,000円の引っ越し費用について町のほうで補助させていただいた案件になります。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 1組1世帯分ということで、あまり使われなかったなということですが、ほかに相談者というのはなかったのかな、申請者というのはほかになかったのかなということをお聞きしたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） そのほかの相談者ということですが、先ほど申したとおり、対象世帯が若い世代とあと所得制限ということで、相談は数件ありましたが対象世帯とならなかった方がいらっしまったので、結果的に1世帯という形になってございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに質疑ありませんか。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

56ページ、2款2項1目税務総務費の中の口座振替奨励金についてお伺いたします。

35万6,000円ということで、2,000円の商品券で割り返すと178件であったのかなと思いますけれども、こちらについて本年度も事業を継続されているということで好評なのかなというふうに考えています。大体、口座振替をしていただきたい対象数のうちのどれぐらいの割合になるのか教えてください。

○委員長（櫻井和彦君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） 56ページの口座振替奨励金であります。対象、対象者といえますか、率で申し上げますと、全体の納税件数の中で口座振替……現金で納めている方についてであります。……ちょっとすみません。少しお待ちください。

全体で約5万件ほどあるうちで、現金で納めている方が3万2,000件ほどございます。そのうち、口座振替が令和2年度で1万7,000件ほどになっているんですけれども、率にしますとこれまで50%であったものが、こちらの口座振替のキャンペーンの効果もあって52.2%ということで、若干ではありますが率のほう上がっている状況でございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） やはりすごい現金で納めている方の件数が多いんだなというふうに思いました。それでも少なくとも上っていくということで、今、今年度も継続されていることですので、町民の方にどんどんこの制度を利用していただけるように広報をよろしく願いたします。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 答弁要らないですね。答弁要りますか。

○1番（橋本彩子君） 大丈夫です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで総務費の質疑を終わります。

3款民生費の質疑を行います。

ページ数は61ページから74ページになります。

3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

ページ数が64ページの3款1項2目の12節委託料の配食サービス委託料についてお伺いしたいと思います。弁当を利用している方の経費だと思いますけれども、何食分で何人の利用があったかお伺いします。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

配食サービス委託料335万1,265円につきましては、令和2年度の場合は、配達回数が97日、延べ5,913食、実の利用者数が105人、89世帯となっております。

以上でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） 利用者は前年度よりも増えているという状況でしょうか。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 昨年度の実利用者が97名でございましたので、今回105人ということで8名ほど増えている状況でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

弁当を作っている事業者というのは町内に何件かあると思うんですけども、その方の店舗名を教えてくださいということと、あとこういう方に作っていただきたいというか、周知の方法というか、どのようにしているのかお伺いします。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 現在、配食弁当をお願いしている調理先については、町内では5か所ございます。具体名を申し上げますと、給食センターさん、あと林魚屋さん、まんまの会さん、あとは川かぜさん、吉野魚屋さんになってございます。

利用者からの声ということですかね。

○3番（藤野広美君） じゃなくて、店舗の方にこういう方に作っていただきたいというふうな、行政としての図りはどのようにしているのかお伺いします。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 改めてどのような業者というのは希望出しておりません。今回、5つの方が作っていらっしゃいますけれども、アンケート調査を取った中では、どこの料理店の方についても不満がないという状況でございますので、今の飲食店の方で十分対応可能なのかなと思っているところでございます。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 64ページの社会福祉総務費の中の18節負担金補助及び交付金の一番下、民生児童委員活動交付金400万8,000円というふうなのが決算で示されておりますが、一般質問の中で時間がなかったもので、再度お聞きしたいというふうに思いますけれども、民生児童委員というのが34名いるわけですよ。主任児童委員というふうなが2人いて36名と、36名で400万円を割ると11万ほどなるというふうなことです。それぞれ地域ごとに世帯数も違っておまして、担当する集落の多いところで6集落あるというふうな中で、この400万8,000円というのは、これは一律に均等割に活動費が振り分けられているのか、それともいろんな事情の中で活動の内容によって違ってくるのかをお聞きしたいと思うんですが、そして、委嘱が国の厚生労働大臣というふうな中での委嘱というふうなことで、当然、これらの活動費というのは国で負担すべきだというふうに思うんだけど、この内容はどうなっているのかなというふうに思います。

それから、本郷東小学校の学童クラブ、72ページの放課後児童クラブ指定管理料1,085万8,572円というふうな決算になっておまして、参考資料が配られております。2020年度の収支報告書決算というふうな中で見てみますと、収入支出の引いた決算が128万7,857円というふうな黒字になっているというふうに報告がありますけれども、この黒字の部分というのは決算報告によると元年からの繰越金が843万というふうになっておりますが、来年度は128万7,000円が繰越しされるというふうな中で、指定管理料の減額というのは考えていらっしゃるのかどうかをお聞きしたいと思います。

それから、不用額の関係でちょっとお聞きしたいんですが、68ページの扶助費の不用額が1,044万3,858円というふうになっております。当然、コロナ禍の中での活動範囲が狭まったというふうな理由もあると思うんですが、この不用額1,000万円の内訳としてどこが不用に

なったのかということをお聞きしたいというふうに思います。

以上、3点。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

初めに、64ページの民生児童委員活動費の中の民生児童委員活動交付金400万8,000円というのは、民生児童委員については基本的に最大のボランティアでございますので、報酬はございません。ただ、地区を回ったりする際にガソリン代とかかかるものですから、まず活動費が支給されていると。

今回のこの400万8,000円の中には、活動費だけでなく、そのほかにも協議会の運営費とか、あとは研修活動費、あとは民児協協会の会費等が含まれておりまして、全部で400万8,000円になっております。

委員さんのおっしゃられている活動費につきましては、総額で338万円となっております。その内訳としましては、会長にあっては12万円、年間です。委員の方、地区担当の委員の方については年間9万円、そのほかに1人の民生委員の方で複数集落を抱えていらっしゃる方がいらっしゃるの、その方については加算ということで5,000円を加算をさせていただいているところでございます。

これに対して、確かに国の委嘱でもありますけれども、県知事からの委嘱もございまして。ということで、県からの委託金ということで、この活動費に対して1人当たり6万200円が助成をされている状況でございます。

続きまして、72ページの本郷東放課後児童クラブ指定管理料1,085万8,572円という決算になっておりますけれども、これは委員さんおっしゃられるとおり、中には前年度からの収入として繰越金が94万円ほど入っておりますので、実際の収支としては約30万円の単年度収支になっているかと思えます。

今回、当然、繰越金もあったんではありますけれども、今回の繰越金の要因は障害児の受入れ加算というものがございました。要は本郷東で障害者の方がいらっしゃるものですから、その方というのはある程度、支援員さんの数も確保しなければならないということで、基準額のほうで高くなっていると、そういう状況で今回は例年になく繰越金のほうが出ているような状況でございます。

ただ、前年からの繰越金を加えれば130万ほどの収入しかございませんので、基本的には来年度以降、またその指定管理料を上げるということは今のところは考えておりません。基

本的にはこれまでどおり、国・県から補助をもらった中で町の自己負担も加えて指定管理料というものを払っていききたいなと思っているところでございます。

あと、3番目の64ページの扶助費につきまして、不用額が1,040万ほどあるということなんですが、その内訳としましては、ほとんどやはり扶助費というのはなかなか工事費の積算とは違いまして額が確定するわけではないですし、当然途中でサービスを利用される方もいらっしゃるものですから、ある程度の幅を持った中で予算を計上させていただいているという状況がまず1点あります。

その中で、今回の扶助費で一番多いのは障害者福祉サービス費、これが670万ほどの扶助費と不用額の中で占めている状況です。あと、そのほか分析したところによれば、一番上の重度心身障害者医療費、これは健康福祉課所管ではございませんけれども、税務町民課の所管でございますが、この辺も医療費なのでなかなか読める部分がなかったということで、この辺でも約300万ほどの不用額が出ているのではないかなと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ありがとうございます。

民生児童委員の活動交付金なんですけど、先日もお話ししましたが、今回の九州の豪雨の中で長崎県の西海市の中で民生委員と老人の方が土砂流出に巻き込まれて亡くなったというふうなお話を申し上げたわけですが、民生委員の活動マニュアルというか、いわゆるこういう災害時のときは1人で行くなよとか、あとどこまでの範囲内で民生委員としての仕事をやるべきなのか。

当然、健康福祉課としては、民生児童委員との連絡を密にしながらやっているというふうには思うんですが、その災害時の初動のマニュアルというふうなものを民生委員にはどのように記載して、どのような活動をやれというふうなことを担当課としては指示しているのでしょうか。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

民生児童委員の方からは、一般質問の中でもあったとおり、最近、高齢化率が進んでいる中で大変過度な負担をおかけしているということで、大変、健康福祉課としてはありがたく思っているところでございます。

ただ、定期的に年6回ほどの定期大会がございますけれども、その中で常日頃から毎年お

願っていることは、あくまでも民生児童委員は地域のつなぎ役ということでお願いをしております。ということで、要は様々な事例が発生した場合は、まずは自分で抱え込むことなく行政のほうにつないでいただきたいということをお話し申し上げております。

今回の先ほど委員さんからあったそういった事例につきましても、当然、昔からいろいろな話をしております、例えば地域で災害が起きた場合についても、まずは自分の命とあとは家族の命を最優先させてくださいと、それはまずお願いをしているところです。あわせて、それでもどうしても見回りする必要がある場合については、当然、役場なり、消防なり、警察なりに第一報を入れてから、そこでの指示を仰いでから行動に出てくださいということをお願いをしている状況です。

今回、全国的にそういった災害が起きているものですから、国のほうからも再度、民生委員のほうに対して、そういった場合についてはまずは自分の安全を守るようにというような通知が来ているものですから、先月かな、開催された定例会の中でも再度その点については民生委員の方に周知をしているところでございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） そういった災害というのは、近年、全国各地、我が町においても起きる可能性が大であるというふうなことを踏まえての先ほどの答弁だというふうに思うんだけど、災害時の中ではやっぱり危機管理の部分の中においても、いろいろな初動体制というのを確立しているというふうには思うんだけど、やっぱり現場でいち早く常に見回りをしている民生児童委員というものは、当然、安否確認というかな、それは当然、義務というか、使命感としてやるというふうに思うんですよ。

だから、そういうときにいざ1分、5分を争うなんていうときに、やっぱり自分の行動範囲でなくてやっぱり警察とか消防とか、あるいは行政とかの連絡を密にするというふうな初動のマニュアルをぜひつくって、体制を固めていただきたいなというふうに思います。

以上、答弁は要りません。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番。

確認の件で質問なんですけれども、64ページ、一番下、先ほど藤野委員も配食サービスの質問がありましたんですが、ここで弁当作成業者5か所ありますと申しまして、その中でま

んまの会というふうにお伺いしたんですが、私の知っている限りではまんまの会はせんだって解散というか、もう食事提供してないというふうには伺っているんですが、この辺はどのようになっているんでしょうか。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 今回は令和2年度の決算の中でのお話でございますので、まんまの会ということでお話をさせていただきました。ちょっと解散云々につきましては、ちょっと私のほうにその情報が入っておりませんので、それは確認したいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに質疑ありますか。

3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） すみません。3番、藤野です。

72ページの3款2項4目18節負担金補助及び交付金の中の感染症対応職員慰労金325万円とあるかと思えます。このことについてお聞きします。事業内容とどこの施設の職員なのかお伺いします。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

72ページの負担金の中の感染症対応職員慰労金325万円につきましては、今回のコロナの発生を受けた臨時的な経費ということになります。

その趣旨というのは、まずは県内の児童福祉関係者の職員は新型コロナウイルスが感染してから現在に至るまで、結局は休業とか、そういったところをしていない中で、特に保育園なんかは閉館をしない中で子育て世代の支援の一環としてずっと開いていたというところがあります。ですから、感染にさらされる危険もありながら、そういった中で仕事をしていただいたということで、県の事業ということで1名当たり5万円の慰労金を支給したものでございます。

人数につきましては、保育園では、にじいろ保育園が31名、あゆみこども園が25名、そのほかに同じく放課後児童クラブもずっと事業所を開いておって就学児の面倒を見ていただいたと、その方についても同じく5万円が支給されております。O-KIDSについては5人、本郷東小学校については4名の方に支給をしているところでございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

感染症対応の中でいろんなことに気を遣って対応していただいたと思いますけれども、特にどんなことに気をつけるとか、注意をしたとかというふうなことをしたのかお伺いしたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それぞれの施設では、当然、ほかの企業とは同じようではございますけれども、基本的には子どもさんたちはマスクをつける習慣がございませんので、まずは職員の方が定期的に検温を実施したり、当然、手指の消毒、あとは換気、あとはそのほかに補助金のほうで玩具の滅菌、そういったものも使いながらなるべくの子どもの方に感染が起こらないように、まずは大人、職員が中心になって当然、朝発熱があれば当然、登園を控えるとか、そのようなところは各自マニュアルをつくって感染対策をしていただいたものと考えております。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで民生費の質疑を終わります。

ここで11時10分まで休憩します。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時10分

○委員長（櫻井和彦君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

4款衛生費の質疑を行います。

ページ数は73ページから78ページになります。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番。

76ページ、予防費の中の会計年度任用職員報酬、これはコロナ関連の電話対応の方々へだと思っておりますけれども、非常にコロナ接種率が本町は優れていまして、隣接する市町村ではまだまだ20代が1回目も終わってないとかという中で、本町は今月いっぱいであらかた終わりという中で、町民がちょっとなぜそんな本町は早いのかなと、うれしい中でどういうふうに早く、大変いいことだと思っておりますけれども、どっちみち11月までは終わると思っております。

けれども、その計画の進め方とか、こういうところがよかったと思う、いろんな計画がいいとは思いますが、そのあたりをちょっとお伺いしたいなと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

本町のワクチン接種につきましては、行政報告の中でもご説明しているとおり、12歳以上の方についても90%以上の1回目の接種率、あと80%を超える2回目の接種率ということで、大変順調に推移しているかと思えます。

その分析ということで、なぜそんなにうまくいっているかというのは、やっぱり第一要件は大江町あかざクリニックさんが5月から、9月9日からは一般診療をしておりますけれども、そこまではもう専門外来ということで、午前中も午後もずっとしていただいていたのが大きな点だと思います。第1点は。

あとはもう一つは、白田医院さんのご協力によりまして、中央公民館をはじめ、保健センターも利用して集団接種を併用して実施をしたおかげで、かなり順調に進んできたのかなと思っております。でも、やっぱりあかざさんがもう毎日ずっとしていただいたというのが、一番大きな要因かなと思っているところでございます。

○委員長（櫻井和彦君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

やはりあかざさんを誘致したものが功を奏しているような形だとは思いますが、幾らこの体制がいいとはいえ、その本来の薬が今どこでも配分が遅かったりとか何かあると思うんですが、本町になぜ早かったのかなというか、そのあたりはどのような、もうずっとあったのですかね、そのあたり、ちょっと言っている意味分かるかな、そのところのあたり。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） ワクチンの必要量の数については、ニュース等でよく報道されておりますけれども、基本的に今、悩んでいらっしゃる地区というのは、やっぱり山形市とか、天童とか東根とか、人口規模の多いところだと思うんです。

そういった中で、大江町の場合はそれほどその大都市、市から比べればそんなに人口も対象人口も多くなかったのかなというのが第1点と、やはり国から配分されるものですから、担当のほうでは先々先々ということでワクチンの要望を出していて、かつそれに伴って順番よく国のほうからワクチンが配付されたのが大きな要因かなと思っているところでござい

す。

○委員長（櫻井和彦君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

大変町民の方々も安心したという形で喜んでいらっしゃるようです。これからもますますそのような体制づくりとかを期待申し上げまして終わりたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 健康福祉課長と政策推進課長にお聞きしたいと思います。

平均寿命がかなり伸びていると、高齢者も40%に近づく勢いだということの中で、76ページの委託料の健康診査委託料が1,837万6,000円というふうに決算されておりますが、ほとんどの方は健診を受けるというふうなで、交通の便なんかも利用の配慮をいただいていることに感謝しますけれども、全体でこの1,800万円の決算額で何名の方が受診して、そしてそのうちのいわゆる65歳の高齢者の健診率というのはどのくらいなっているのかなというふうに思うんですが、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、いわゆる不法投棄関係で、本町ではこの頃、不法投棄の現場があまり見受けられないというふうに感じてはいるんですが、76ページの不法投棄対策協議会というものはどういうふうなことをやっているのかなというふうに思うんですが、不法投棄の大江町の現状と課題についてちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それから、78ページの清掃業務委託料というのが1,900万円決算されておりますが、これと前のページの76ページの委託料のごみ収集委託料というので21万8,900円が決算されておりますが、ここのごみ収集委託料というのは臨時的なものというふうに理解するんですが、災害のごみ収集なのかなというのも理解するわけですが、その辺のことをちょっとお聞きしたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

76ページの委託料の中の健康診査委託料1,837万6,903円につきましては、これのまず人数につきましては、令和2年度の場合は8,910の方が受診をされております。ということで、65歳以上の方が幾らかというのは、ちょっと資料持ち合わせをしておりますけれども、今、健診でよく言われているのは特定健康診査というのが言われております。その対象者が40歳以上になっております。その方の受診率を見ますと、ちょっと令和元年度の資料しかありま

せんけれども、健診率につきましては、男の方が49.6%、女性の方が55.6%、トータルで52.3%となっております。

山形県全体で50.9%でございますので、それよりは若干高い受診率になっているのかなと思っているところでございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 次に、総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

まず、76ページの一番下でありますけれども、不法投棄対策協議会負担金につきましては、こちら事務局が県の総合支庁になっておりまして、構成団体としまして各市町村、あるいは産廃の業者さん、あとは警察などになっております。

活動内容といたしましては、不法投棄の防止啓発活動といたしまして、定期的にそういった構成される職員が巡回をしているというようなことであります。

現状と課題であります。以前よりもそういった不法投棄は減ってきているというふうに聞いております。こうした地道な活動が功を奏しているのではないかとこのように思っているところであります。

あと、2点目の78ページの清掃業務委託料1,900万につきましては、こちらは町内の各ご家庭のごみの運搬業務の委託料であります。

あと、3点目の76ページの12節の一番上ですが、ごみ収集業務委託料につきましては、こちらは粗大ごみの定期的な回収を行っております。役場の前とかに設定しまして、そちらの粗大ごみの回収の委託料でございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 健康診断の関係で52.3%というふうな中で、対象者が40歳以上で8,910人、それを対象にしているんだけど、実際には希望する方がいなかったと、いわゆる春先に区長を通じて健康診断を受けますかというふうな通知の中で、受けますよという、お願いしますというふうな健康福祉課のほうに出すわけですけども、それで52.3%だと。

残りというか、何ていうかな、その申し込まなかった人の対応というのは、自主的な判断の中だからそれは町では何ら関与しないということによいのか、それともこういうふうな健康診断をここでやるんだけど再度お考えになりませんかなどというふうなアドバイスとか、その指導というか、そういうような問合せはやらないというふうな理解してよろ

しいですか。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 基本的には、受診のお願いをした中で受けている方が半数ぐらいしかいないということで、その後に再度もう一回受けていただきたいという勧奨のほうは正直なところ行っておりません。

ただ、毎年5大がん検診とか、やっぱり病気にかかるとそれ以上に医療費がかかるとか、そういったところのチラシはまず全戸配布をして、とにかく受けていただくように意識向上を図るように啓発活動のほうは、そういったお知らせ版とか、そういった中で啓発はしているところがございます。

○委員長（櫻井和彦君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 所管になりますが、今、毛利委員の質問に対して、少し関連なので質問させていただきます。

ページは76ページの一番下の不法投棄対策協議会負担金のところに2万3,000円ありますが、町内でも不法に投棄が行われている場所がかなりあると思っております。また、毎回そういうような捨てられている現場には不法投棄禁止とか、そういうような形で看板などを立てておりますが、やはり一向に不法な投棄が減りません。

ということで、町としても今回は防犯カメラじゃなく監視カメラなど設置して、そういうふうな不法投棄に対して対応するというような考えはありますか、お願いします。

○委員長（櫻井和彦君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 先ほど説明漏れましたけれども、昨年度、月布地区で冷蔵庫がかなりの数捨てられている事態がありました。明らかにそうした業者の不法投棄かと思いますが、そういったときには警察のほうで対処していただくことになるんですが、やはり相対的には減っているんですが、そうした悪質な例も多々見受けられます。

やはり看板設置とかはやっているんですが、そういった場合ですとわざとそういったところに捨てるという方もおるようですので、そうした監視カメラの設置については有効的な手段かとは思いますが、やはり1か所、2か所ではなかなか効果が出ないわけでありまして、財政的な面も問題になってくるかと思えます。

ただ、試験的に特にひどいところに設置するというふうな考えは検討すべきものであるというふうに思っております。

○委員長（櫻井和彦君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 周りの市町村なんかも聞くと、やはり監視カメラを設置しているところもあるそうです。やはりそういうところには、これまでごみが捨てられていたんだけども捨てられなくなったという話もありますので、まず今、課長が言ったとおり、結構そういう月布地区とか、業者が置いていくようなところには1台、2台まず置いてみて効果があるかを実証してもらいながら、そういうものを町内につけていただければなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで衛生費の質疑を終わります。

次に、第5款労働費の質疑を行います。

〔発言する人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 続けます。第5款労働費の質疑を行います。

ページ数は77から78ページになります。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 労働費の中の新規学卒者等町内就労促進助成金ということでお尋ねします。

多分、これは1人10万円ということで4名分だと思います。町内に、昨日も少し話はしたと思いますけれども、町内に就労していただけるということは本当にありがたいことでもあります。

その中で、やはりもっともっと町内の企業に就職していただくために、10万円ではなくて、これを倍にするとか、3倍にするとか、そういうふうなことで町内の企業に町内の子どもが就職していただけるようなことを考えていただきたいと思いますけれども、いかがでしょうか。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

負担金補助及び交付金の新規学卒者等町内就労促進助成金、今、委員おっしゃったとおり、10万円の4名分でございます。新規学卒者が町内に就労した場合、町内の定住の促進を図るためということで新規学卒者に対して支援しているというような事業となっております。

金額をもう少しというお話ですけれども、金額よりもやっぱり町内の企業に勤めていただくというのが目的ですので、そのためには何が必要か、要は町内の企業、立派な企業が様々

ございますので、その辺のところのPR活動がちょっと今のところ足りないのかなというふうに思っておりますので、その辺のところを、例えば高校生であったり中学生であったりという方に、ぜひ町内にもこのようなすばらしい企業があるんですよというようなパンフレットなどを作りながら、まずはPR活動をしていきたいというふうに考えているところです。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 今、課長が言いました。町内にも本当に立派な企業はたくさんあります。そのPRをしていただくのは大変ありがたいことですので、一生懸命PRをしていただきたいと思います。

ただ、今、町のほうで住宅団地とか、様々な公募しているときにニンジンをぶら下げているわけですね。そういうことを考えれば、子どもたちにもう少しPRだけじゃなくて、もう少し報奨を出すとかというような形でするのもいいのではないかということでの話ですので、やはりこういうところはお金がないのだとは言わないで大盤振る舞いをして、町の企業にどんどん就労していただけるようなことを考えていただきたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） この制度については、前からあるんですけれども、令和元年から少しリニューアルをさせていただきながら、前だと企業さんのほうにもというような補助金も出しておりましたけれども、今現在は新規学卒者でお勤めになった方に本人に対して10万円の支援をさせていただいているところでございます。

金額につきましては、今後、やっぱり昨年、おとし、今年で3年目ですので、その辺のところも十分に勘案しながら、今後、継続した事業となるように担当課としても検討していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ぜひ継続していただきたいと思いますが、やはり額にこだわるわけじゃないんですけれども、その辺のところもよろしく願います。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで労働費の質疑を終わります。

次に、6款農林水産業費の質疑を行います。

ページ数は77ページから92ページになります。

質疑ありませんか。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番。

84ページ、お願いいたします。84ページの一番上の食鳥処理施設指定管理の中で、現在、鳥どれぐらいの進捗なのか教えてください。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 食鳥処理施設管理委託料ということで、2年度においては、今年の2月からということで2か月分ございましたけれども、そこでの処理羽数につきまして、大体……ちょっとお待ちください。すみません。

昨年度は、たしか数十羽程度だったと思うんですけども、今年に入ってから4月以降というふうなことでは200羽を超えてしておりまして、現在も飼養羽数も増えておりまして、計画的に飼育をして処理のほうもしているということでございます。

○委員長（櫻井和彦君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

これから先、町内で買えるような見通しはどのように立ちますか。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 飼えるというのは飼育という意味でしょうかね。でなくて、肉を購入という、買えるという、今のところは公社、産業振興公社のほうに卸しているというふうに聞いております。また、トトコヤさんのほうではコンビニエンスストアのほうにも卸しているというふうに聞いておりますので、そちらで購入いただけるかと思えます。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

86ページの7目18節負担金補助及び交付金の中の水稻条件不利地補償事業補助金64万8,722円とあると思いますけれども、この事業内容はということと対象者はどれくらいいるのかお伺いします。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 水稻条件不利地域の補償事業補助金でありますけれども、こちらにつきましては、つや姫に関して栽培適地外のところが檜山から西のほう、あと軽井沢地区

のほうでそのような指定をされておりまして、そちらで栽培できないというふうなことで、やはりそこで栽培できる方とできない方の格差があるというふうなことから、10アール当たり5,000円の補償というような形で補助しておるものでございます。その不利地につきましては、2,595アールほどになります。

○委員長（櫻井和彦君） 3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） 耕作適していないということだと思いますけれども、その理由をお伺いしてもよろしいでしょうか。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 理由につきましては、多分、日照時間とか、あとは水温の問題なのかというふうに思っています。ちょっと詳しくはちょっと存じ上げませんが、そのような理由かと思えます。

○委員長（櫻井和彦君） 3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

では、逆につや姫を作っている方、檜山から手前のほうだと思いますけれども、いらっしゃると思いますけれども、その方の人数は幾らかと、何人かということと、規模数、分かったら教えていただきたいということ。あと、このつや姫というのはふるさと納税の返礼品にも使われているのかお伺いしたいと思えます。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） つや姫を耕作している人数についてはちょっと資料持ち合わせておりませんが、面積については約50ヘクタールというふうに理解しております。あと返礼品のほうにも使われているはずです。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで……

〔「すみません」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 3回目終わりました。……終わりました。

〔「別な質問あるんですけれども」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 82ページの工事費、工事請負費で柳川山村広場トイレ等撤去工事というふうな139万4,800円あるんですが、勘違いだったら訂正していただきたいんですけども、

いわゆる滝前広場の関係かなというふうに思ったんだけど、そこでないとしたら教えていただきたいのんだけど、撤去しては後は使わないというふうな解釈でよろしいのかお伺いします。

それから、その下の農業振興費の18節負担金補助及び交付金の中の7行目に鳥獣被害防止対策協議会の補助金が286万円というふうに決算なっておりますが、近年、去年は特に熊の出没、あるいはイノシシ等々の被害がかなりあって猟友会の方々も大変苦労したというふうに聞いておりますけれども、去年の捕獲頭数を教えていただきたい、あと、おり、貸出しするおりがどのくらい町で所有していて、そしてこの防止対策協議会のいわゆる猟友会のメンバーというのは何人ぐらいいるのかなというふうにお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 最初の柳川山村広場トイレ等撤去工事につきましては、滝前広場ではなく柳川の公民館の向かい側にある広場、商店の隣の広場スペースのトイレとあずまやもございましたけれども、それらを撤去したというふうな工事でございます。

あと、2番目の鳥獣被害防止対策協議会ということで、昨年度の熊の捕獲頭数は18頭です。イノシシは24頭で、結構増えてきているイメージではあるんですが、一昨年度よりは若干減っているということです。捕獲頭数ですので、出没頭数は多分増えているのかもしれませんが、捕獲については今申し上げたとおりでございます。

熊のおりについては、現在、防止対策協議会のほうで使用しているのは6基ございます。町の分が4基とあと猟友会のほうから2基お借りしております。実施隊のメンバーとしては30名ほど現在おります。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 柳川山村広場のトイレは撤去して、地元に戻して山村広場としての機能はもう終了したというふうな理解でよろしいのかどうか。

あとは、先ほど申し上げましたように、神通峡の歩道の前に滝前広場があるんだけど、あれかなと思ったのだけでも、あれはその滝前広場のトイレ等は順調に機能しているというような点検もやっているんですか。決算さなくて申し訳ないけれども。

あと、差し支えなかったら今年度、今までの熊の捕獲とあとイノシシの捕獲、分かる範囲内で教えていただきたい。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 山村広場については、あそこは町の土地でありますので、地元

返すというよりこの後も町で管理はしていくことになるかと思いますが、近年、使用頻度も減ってきているというふうなことから、トイレ等があれば水道代等、あるいはトイレのくみ取り等などもかかりますので、昨年度中に撤去したということでございます。

あと、今年度に入ってからにはイノシシがたしか18頭ぐらい、捕獲数としては18と、あと熊に関してはこれも非常に出没回数はかなり出ておりますが、捕獲したのは現在のところ1頭のみでございます。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

88ページになります。6款1項の12節新規就農者の会場借上げ料の12万1,500円とありますが、これはどんな事業の内容でどの会場を借りたのかということをお聞きします。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 88ページの使用料、会場借上げ料につきましては、こちら新農業人フェアの際に参加料的な意味合いなんですけれども、名目としては会場借上げ料ということで計上しております。新農業人フェアの会場を借りているという、そういう名目でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） これ会場に行って、昨年度しているのかどうかということと、あと何人ぐらいこの会場に参加したのかということをお伺いします。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 昨年度につきましては、やっぱりコロナの状況によってフェア自体は開催しておったんですが、直接会場に出向いての参加というのはちょっと控えさせていただいたところなんです。

一度はウェブ参加ということで、リモート参加ということで一度参加してございます。その際には、会場への来場者数が1,209名でありまして、そのうち大江町OSINの会のところにいらした方は10名でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） 会場に1,209名とかなり多く方が参加していただいたというふうに思いますけれども、いつもですとこの会議等が終わった後に、この大江町のほうに現地に来ていただいて実際現場を見てもらうということをしているかと思いますが、去年コロナ

の関係で来ていただいているのかということ、もし来ていただいたら何人ぐらいの人がおいでいただいたのかということと、その中から今年定住、移住につながっている方がいるのかをお伺いします。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 大体、新農業人フェアの後に現地見学会というようなことでセットで開催をしておるわけですが、それとは別にいろんなホームページ等をご覧になって問合せなどがあって、それとは別にも見学会等も開催しておりまして、昨年度は9回ほど実施しております。

その際にいらした方、延べ人数です。複数回いらしている方もいますので、延べ人数になりますけれども、19名の方がいらしております。その中からこの今年度に入っていた方については、1家族とあと個人1名でございます。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで農林水産業費の質疑を終わります。

ここで13時まで休憩します。

休憩 午前11時47分

再開 午後 1時00分

○委員長（櫻井和彦君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

次は、第7款商工費の質疑を行います。

ページ数は91ページから96ページになります。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 96ページの18節負担金、補助金ということで、観光キャンペーンの負担金が124万5,000円と、こういうふうにあるわけですが、これは1市4町の広域観光あるいは湯めぐり事業あるいはモデルコース整備、あるいは1市4町の道の駅スタンプラリーとか、いろいろあるんですけれども、観光キャンペーン負担金のこれは、コロナの影響を受けないで事業実施ができたのかどうかということの一つをお願いしたいと思います。

事業実施の内容もお願いしたいんですが、それからもう一つ、そこから下のJR東日本等

連携事業負担金で18万2,000円ですが、これもコロナの影響で少なくなったのかなど、こんなふうに思いますけれども、この辺の状況とヒメサユリの鑑賞などは中止になったかどうか忘れましてけれども、協力金など、いかほどだったかということなどでお願いしたいというふうに思います。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 18節負担金補助及び交付金の観光キャンペーン負担金124万5,000円のまずは中身について、ご説明申し上げたいと思います。

まず1つ目が、山形どまんなか探訪プロジェクト会議負担金25万1,000円、これについては1市4町でつくっている協議会でございます。その中で湯めぐり事業であったり、あとは道の駅連携の事業ということで取り組んでございます。

コロナの影響は当然出てきております。実際スタンプラリーについては、デジタルのスタンプラリーなども使いながら、実際は行ってもらってという形が一番いいんですけれども、行ってもらう方と、あとはデジタル、スマホを掲げて巡っていただくというような取組も行っているところでございます。

あと、もう一つが、白鷹・朝日・大江広域観光推進協議会負担金41万6,000円になります。これにつきましては、3町の魅力ある観光資源を町内外にアピールして交流促進につなげるということで、具体的には各町の物産まつり等々に出品しながら交流を図っておるんですけれども、なかなかそれについても、昨年うちの町でも物産まつりができなかったというようなことがありますので、コロナの影響は十分に出ているのかなと思います。ただ、PR活動ということで、3町で取り組んでいるものについて、PR活動は当然引き続き行ってまいったという事業の内容となっております。

もう一点が、山形県の観光と物産実行委員会負担金ということで、これは額は少ないんですけれども1万3,000円ございます。あとは、山形観光キャンペーン推進協議会負担金、こちらが41万5,000円です。これは県内35市町村全て入っております。あとは、各観光団体等々も入っております。山形日和であったりとか、花回廊キャンペーン、冬の観光キャンペーンを繰り広げながら、各町の魅力をアップしていきながら観光客を増やすというような事業となっております。こちらについても、やっぱりコロナの影響は、観光部門についてはかなりの打撃を受けているということがございますので、事業等々については少なくなってきてはおりますけれども、ただ、やっぱりアフターコロナあるいはポストコロナということで、そこら辺も見込んだ事業の内容となっております。

あとは、最後に、朝日連峰振興連絡会負担金ということで、これが15万円ございます。こちらのほうについては、朝日町・西川町・大江町ということで、朝日連峰の魅力を伝えていながら観光資源として生かしていこうというような3町の取組でございます。こちらのほうについては、登山誘客に関する事業あるいは観光振興に関する事業ということで、昨年、おとしと朝日連峰のポスターを作っております。そちらのほうで、町内に配布させていただきながら朝日連峰のすばらしさを皆さんから知っていただいて、観光につなげていくというような事業を執り行っている事業となっております。

あとは、JR東日本連携事業負担金18万2,000円についてでございます。こちらのほうについてはJRだけではなくて、各トラベル会社等々も含めた形の中で、駅長オススの小さな旅であったりとか、そういうような誘客活動を行っているんですけども、コロナの影響によりまして、当初予算あるいは昨年から比べれば、格段少ない事業費となっております。こちらのほうもコロナの影響もございまして、昨年この小さな旅につきましては、例年であれば、町なか歩きであったりとか、あとは大江のひなまつり鑑賞ということで来ていただいているんですけども、町なか歩きの2回のみで、人数についても2回で合わせて8名ということで、かなり小規模な事業となっておりますので、その負担金についてもかなり少ない形での負担金の支出というような形になってございます。

あとは、ヒメサユリの関係ですけれども、そちらのほうについても旅行業者のほうに商品として売っていただいているんですけども、昨年はそれが中止というような状況になってございます。当然、町のほうでもまつり自体が中止となっておりますので、ただ、来ていただいている方はいらっしゃいますけれども、その辺のところについては、ツアー自体については中止というような状況になってございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。やっぱりコロナの影響で事業が縮小になっているということですが、今ヒメサユリの中で、先ほど言いましたけれども、協力金は入っていなかったかと、まつりはしなくても、あそこに鑑賞しに来た方が結構いると思うんですけども、そういったところの協力金はなかったのかなというところを一つお願いします。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 今、政策推進課長が申し上げたように、ユリまつりとしては実施

しなかったわけですが、来園した方は結構いらっしゃいました。当然、観光案内ですとか、あと出店とか、そういったものは一切なかったんですが、協力金についても、通常ですと観光案内の方のところでお願いをしておったんですけれども、今回はそれもなかったということで、ただ管理棟の中に協力金箱みたいなものを置いたところ、ちょっと金額ははっきりあれですけれども、数万円程度の協力金があったということを聞いております。

○委員長（櫻井和彦君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

まつりはなかったと思うんだけど、その協力金、施設の中に箱を置いたと。外には置かなかったんですか。今年の場合も中止になったんだけど、外にこの協力金の箱がありましたね。だから、その辺も確認してほしいなど、こういうふうに思いますけれども。

じゃ、以上、分かりました。

○委員長（櫻井和彦君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 1番、橋本です。

94ページ、観光費の中の委託料、インバウンド環境整備委託料190万1,900円についてお伺いいたします。こちらの詳細を教えてください。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 12節委託料の一番下の欄、インバウンド環境整備委託料190万1,900円、この中身については、国の補助事業を使わせていただきながら観光情報発信業務ということで、観光物産協会のホームページの多言語化、いわゆる英語と中国語対応というようなホームページの改修を主にさせていただいた委託料となっております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 観光物産協会のホームページを英語、中国語でも表記するようにされたと、もう今既に、すみません、確認してなくて申し訳ないんですが、なっているのでしょうか。それをどこかにアピールしたりとか、中国圏にそれを見ていただくようなアクションは起きているのでしょうか。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 今現在、見ていただくと分かるとおりに対応になってございます。ただ、広くという形にはなってございません。中にはというか、町のホームページで観光をクリックしていただくと、観光物産協会のホームページに飛ぶようになっておりますの

で、大江町のホームページを見ていただくとそのような対応になっております。ただ、今後やっぱり、先ほど申し上げたとおりインバウンド、訪日なされる方の対応に必要であるという状況の中でさせていただいた部分でございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページは94ページ、委託料の中から、古寺駐車場維持管理業務委託料ということで23万2,375円と、何か中途半端な数字となっているんですけども、この委託料の根拠をまずお願いしたいと思います。

あと、2点目が次のページ、96ページの工事請負費の中から、古寺遊歩道整備工事費2,400万円の金額がありますけれども、これはどこの場所なのか教えてください。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） お答えしたいと思います。

古寺駐車場維持管理業務委託料23万2,375円につきましては、古寺駐車場の段差がありますので、金ぐいを打ってロープを張っておりますけれども、その設置と撤去の費用ということで23万2,375円となっております。

あと、工事請負費、古寺遊歩道整備工事費については、工事自体については建設水道課でしていただきましたけれども、古寺駐車場と登山口の駐車場の護岸工事のほうをこの工事の中でさせていただいた部分になってございます。詳細については、建設水道課のほうに聞いていただければと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 96ページの一番上段になります古寺遊歩道整備工事2,408万6,700円でございますが、こちらについては、ちょうど案内センターの脇から登山口ということに入っていくわけなんですけれども、その護岸が、ちょっと対応する必要があるというようなことから、41.7メートルになりますが、大型ブロックによる護岸というふうな形でさせていただいたものでございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 駐車場のほうは、ロープの張り方とロープの撤去だということで、これは業者さんのほうに委託になっているのか、それとも古寺案内センターの管理人の方がや

っているのか、そこをちょっとお聞きしたいと思います。

あと、遊歩道に関してですけれども、これ以前にも多分1回出ていたと思うんですけれども、そのとき豪雨だかで流れちゃっていたところの再工事ということになる金額なのかな、よろしくをお願いします。

○委員長（櫻井和彦君） 先に、政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） こちらについては業務委託ということで、業者さんのほうにお願いしている金額になってございます。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） こちらの工事については、5月に契約を行っているわけなんですけれども、工事の間で7月の豪雨がありました。その際に、ちょっとまたやられたというような部分が発生したものですので、その復旧も含めて対応させていただきました。10月の末に、工事は完成しているというような状況でございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで商工費の質疑を終わります。

8款土木費の質疑を行います。

95ページから104ページになります。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 102ページの委託料に入っているのか、橋梁補修設計委託料、ここに今、古寺など7橋があると、2,000万ほどの予算があるわけなんですけれども、これが神通峡のことが入っているかどうかは分からないんですけども、入っているんじゃないかなということで、ちょっとお聞きしたいのは神通峡の遊歩道整備工事なんです。

これは、町道というようなことで再整備されているわけではありますが、これもちょっと元年に崩れたか分かりませんが、入り口の部分ですね、大きく崩れたの。これは、林野庁が国の工事として復旧していただいたところでありましてけれども、この令和元年からに2年、3年と現在も通れない状況が続いていると。今は令和3年ですけれども、石滝橋の修復工事中で、今年度中に完成するかなと思いますけれども、令和4年度から通行できる見通しなのかなと、こういうふうに思っています。

4年度から開通したとして、本当に安全なのかと。これまでも毎年、上から土や石が落ち

てくる状況なんですね、遊歩道が。神通峡というのは、四季折々の美しい景観が楽しめる、町を代表する観光地になるわけなんですけれども、これは崖崩れというか、落石の注意が常に付きまとうという状況で、町長として、安全について自信が持てるのか、来年から開通したとして、その辺を伺いたいということです。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 神通峡の状況についてお話しさせていただきます。

議員のおっしゃるとおり、入り口の部分については林野庁のほうで3年間工事というふうな形で入ったというふうなことで、工事については完了しております。

ただ、昨年の災害、神通峡内でも発生しております、今現在その発注をして対応しているというような状況もございますし、神通峡内、橋が幾つもあるというようなことで、ちょうど今日というふうな部分で定期的な点検を行っておりますが、その中でちょっと4段階の判定があるんですけれども、4判定になると大変危険だというようなことなんです、町内にはそういった橋はございませんが、3判定、緊急的な対応が必要だよというようなものについて、ちょっと神通峡内でも見られるというようなことです。

こちらのほうの設計にも含まれていますが、神通峡大橋ですとか、石滝橋、こちらについても3判定というような結果になっておりますので、そちらの橋について修繕するための測量を行ったというようなことです。こちらの工事については、ちょっと順次入っていききたいなど、安全確保のために工事についてはしていききたいというようなことで考えております。

観光客をいつから入れるのかということなんです、やはり工事の車両と一緒にするというのは、安全上ちょっと問題あるのかなということで、場所を区切って通らせるというようなことも必要かなというようなことでは考えております。

あと、崖が石ころが落ちてくるとか、そういったところも春先になると、ちょっと下のほうに石が堆積しているような状況も見られます。この春先なんです、神通峡、4キロほどあるわけなんですけれども、ドローンを飛ばして確認をしております。今現在というか、その春先の状況を見ますと、大きく崩れているというようなところは見受けられませんでした。

今後とも、ちょっと毎年そういったことで、定期的な点検などについてはやっていききたいなど。あと、雪が溶けてからの目視とか、そういった部分もしながら安全確保を図っていききたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 町長。

○町長（松田清隆君） 神通峡のほう大きな災害が起きて、林野庁のほうの協力によりその部分は無事開通ができたというふうなことなんです、長年使っていなかったというふうなことも含めてメンテナンスをしていなかったというようなことで、橋梁補修のほうもそうなんですけれども、歩道全体の一定の整備をした中でないと供用開始できないというのが、今の現状だというふうに思います。

先ほど、委員のほうからもありましたが、神通峡という観光資源については、大江町の本当に自慢すべき資源だというふうに思います。これまでの神通峡に寄せる町民、観光関係の方々の思いというふうなものは非常に大事にしていかなければならないし、引き継いでいかなければならないというふうに思います。ただ、安全の確保というのがあっての話です、これまでもそうでした。

なので今、建設課長のほからありましたが、春先にはドローンを飛ばしての安全確認、それから、もちろん下のほうからも歩きながらの安全確認というふうなものを十分にしながら、その季節季節の開通なりの状況は判断していきたいというふうに思っております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 大体分かりましたけれども、万が一というのは常に考えなくちゃならないわけですけども、道路はきれいに整備して通れるようになりました、はい、どうぞというのもいいんですけども、本当にあそこは、いつ崩れるか分からないというところが結構あるんですね。上から落ちてくるんですよ。それで、道路も崩れるおそれもあるんですけども、雪あるいは地震、いろいろ最近の台風、そういうふうな自然災害もありますので心配しているわけですよ。事故が起きたらどうするのかと、事故が起きてからでは遅いんだよと、ましてや責任になるわけですので、その辺を考えて。金も結構かかっていますし、もちろん大変にいいところではありますけれども、私としては危険だということで閉鎖したほうがいいのではないかなと、こういうふうにも思っているんですよ、神通峡の閉鎖、安全性を考えれば。そこら辺も、今後、検討していただきたいなというふうに思います。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ページ数は95、96の中で、全体的に土木費の予算の中で、予算現額が6億9,900万円、そして執行済額が6億2,200万円、毎年、繰越明許が大幅に出てくるんですよ。それで、2年度については6,622万7,000円の繰越明許費を出していると。不用額につ

いては、1,000万円を不用額として出している。予算執行上、繰越明許とか不用額なんていうのは、当然、担当課として出さないような感じで仕事の執行をやっているというふうに思うんだけど、ここの原因はどういうふうに理解したらいいか私も分からないんですよ。

102ページのこれは道路新設改良費の繰越明許、一番上に書かれているのが2,621万9,000円の繰越しをやっていると。中身を見ると、物件補償費が4,800万は使いましたと。そして、繰越明許費の物件補償として新しく1,500万円を使ったんだけど、2,600万円を繰り越したということの中で、予算執行上、問題はないのかと私は思うんだけど。どのような原因でこういう現象が出てくるのか、教えてください。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 102ページの一番上段になりますが、物件補償費になります。こちらについては、道路事業に伴っての家屋等の移転というような中でございますが、やはり家屋については、契約してからすぐすぐ別なところに建て直して、転居して、それまで住んでいた住宅について取壊しをして、最終的な支払いというような形になりますが、なかなか単年度というような中では難しい、相手あつての話というようなことにもなるかと思いますので、そちらについてはちょっと計画的に、できるだけ単年度、現年度というのが一番よろしいかとは思いますが、そういう事情で繰越しせざるを得ないというような状況のものもございます。

あと、大きく不用額を出しているというところについては、除雪費あたりも昨年ちょっと豪雪だったというようなことで、委託料については3回ほど補正というようなことでの対応をさせていただいたということです。ただ、3月になりましたら、雪がほとんど降らなかったというようなこともあつて、ちょっと見込んでいたよりも少なくて済んだというようなことから、ちょっと不用額というような形で出してしまった形にはなっているというような状況でございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） あまり言いたくないんだけど、96ページの道路橋梁費の中でも4,800万円の繰越明許費を出しているんですよ。そして、100ページの道路新設改良というのでも2,766万の繰越明許費を出している。当初予算でこれらの予算を計上して、事務執行をやるというときに大きな災害とかあつた場合に、業者がちょっと年度内にはできませんよというふうな条件があつて、そういうふうになつたんだつたら仕方がないわけだけど、い

いわゆる新設改良費の藤田堂屋敷線なんていうのは、毎年、何千万という繰越明許をやっているの。だとすると、現年度の予算なんていうのはどう考えたか分からなくなるわけ。

というふうなことで、ちょっと頑張ってもらいたいなというふうに思うんだけど、総務課長、どういうふうに思いますか、繰越明許について。

○委員長（櫻井和彦君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） おっしゃるとおり、当初予算でいただいた予算については、当該年度中に執行というのが原則であります。

ただ、どうしても不可抗力がありまして、先ほど櫻井課長言ったように、用地交渉の遅れでありますとか、住宅の移転の遅れというものもありますので、そこは仕方ないんですが、やはり年度当初、すぐスタートすれば繰越ししなくても済む事業もあったかもしれないので、その点については、土木費だけでなく、全ての事業について早期発注を心がけていきたいというふうに思っております。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 総務課長は答弁上手ですね。

じゃ、3回目ですので、もう一か所だけちょっと聞きたいんですが、100ページの委託料、12節の一番下に橋梁意匠作製委託料70万2,000円というのがあるんだけど、これは主要地方道大江西川線の橋ができた部分について、ヤマセミとか、あとはアユとか、そういうような木工品の彫刻を飾った委託料かなという理解をするんだけど、間違ったらごめんなさい。

それで、何を言いたいかというと、主要地方道大江西川線の橋梁だとすれば、それは県のものであって、当然、県が負担すべきというふうに私は理解するんだけど、間違ったらごめんね。そこのところをお願いします。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 100ページの委託料の橋梁意匠作製委託料70万2,350円でございますが、委員のおっしゃるとおり、大江西川線の3号橋、4号橋、こちらのほうに設置しました蛍とカモシカのチェーンソーアートのものになります。こちらについては、これまでサクラマスとヤマセミと同様な形で3号、4号橋にも設置をしてきたというようなことでございますが、県の道路というようなことではあるんですけども、そういった意匠部分については、その場所をお借りをしながら町としてのPRというような形で、町が主体となって設置させていただいているというようなものでございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで土木費の質疑を終わります。

9款消防費の質疑を行います。

105ページから108ページになります。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 108ページの負担金補助及び交付金の自主防災組織育成活動支援事業補助金について237万1,000円ですが、こちらは何集落分でしょうか。また、詳細を教えてください。

○委員長（櫻井和彦君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

自主防災組織育成活動支援事業補助金237万1,000円の内訳でございますが、令和2年度につきましては、9集落の分で合計この金額でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 9集落ということで、今現在、町の中の集落のどれぐらいの割合で自主防災組織ができているのか、またその支援補助金について、皆さん、有効に活用されているのかも教えてください。

○委員長（櫻井和彦君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

町内に区は58区あるわけでありましてけれども、自主防災組織を組織している区につきましては半分までいきません、28集落であります。これまで、ご覧の区が活動しているわけでありましてけれども、この制度を利用して、毎年、自主防災訓練を行っていただいている区もあります。

ただ、残念ながら、この補助金を利用して備品の購入だけでとどまっているところもないとは言えません。そうした点については、総務課のほうで音頭を取って、そういった活動が全ての組織につながるよう誘導していきたいというふうに思っております。

○委員長（櫻井和彦君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） ぜひ58区あるうちの28集落ということで、まだ半分に満たないというか、できる限り地元の方で自分たちを守っていただきたいなとも思いますので、そのような

進め方をぜひともこれからもよろしく願いいたします。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで消防費の質疑を終わります。

10款教育費の質疑を行います。

ページ数は107ページから130ページになります。

○委員長（櫻井和彦君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 114ページになります。これの補償、補填ということで、一番下ですね。学校臨時休業給食食材補償金の8万3,145円は小学校分、次のページですか、中学校分が3万2,500円とあるわけですがけれども、これはコロナの感染拡大防止のために、一斉休校時のパンと牛乳代、お金は払うわけですよ。品物は届いているのか、廃棄処分しているのか、ちょっと分かりませんが、米飯は止められるんだと、パンと牛乳は止められないと、こういう形になると思うんですけども、これ何日分なのかなど。

それから、小学校、中学校合わせて何食分ぐらいになったのかということ。業者とのその契約というのは、どのようになっているのかということをお願いします。

○委員長（櫻井和彦君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

114ページ、一番下のまず小学校のほうの学校臨時休業給食食材の補償金でございます。

結城委員お見込みのとおり、昨年度、全国で一斉に休校になったという部分、それから各学校で安全を考慮して、独自に分散登校などをさせていただき期間が大分長かったです。その期間に、本来出すべき牛乳やパンの補償金として、学校給食会に支払ったものでございます。

個数といたしましては、左沢小学校、パンが271個分になります。牛乳については2,496です。本郷東小学校については、牛乳のみ1,111本分になります。中学校につきましては、こちらも同じく一斉休校になったときの分でございますけれども、パンが202個、それから牛乳が1,401個分ということで、3万5,129円の補償金になってございます。こちらのほうは学校給食会と契約しているものでございますので、その分、個数分を契約分をお返しすることになりますので、こちらのほうを学校給食会のほうに返還しているというものでございます。

以上です。

〔「契約は」と言う人あり〕

○教育文化課長（西田正広君） 契約については、当初、学校給食会と契約しておりますので、本来、納めていただくべきものを納めていただかなくしたところが、やっぱりお金を払わなければならないということでの補償金、返還金になるものでございます。

○委員長（櫻井和彦君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） その業者のほうに、1週間前とか10日前とかどのぐらい前に連絡すれば、それを止められるのかなど。絶対止められないようになっているんですか、これは。じゃ、その辺のところ。いつ連絡すれば、これ止められるのかというところをちょっとお聞きしたいというふうに思います。

○委員長（櫻井和彦君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答えいたします。

このほかにも食材はたくさんございまして、ほかの食材についてそれぞれの業者から頂く分については、連絡をして止められるものは全て止めております。ただ、パンと牛乳につきましては、学校給食会を通して年間で委託契約しているものでございますので、こちらのほう出せなかった分については、補償金としてお支払いするというようなことになってございます。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 118ページ、中学校費の中から、委託料、給食業務委託料1,311万2,677円についてお伺いいたします。

こちら、当初予算では1,321万1,000円と計上してありましたが、この差額10万円の減額について理由をお聞かせください。

○委員長（櫻井和彦君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 差額につきましては、こちらのほうですけれども給食センターと中学校の給食の年間の委託料でございます。こちらで設計している金額に対しまして見積りを取ったところ、給食センターから出てきた分が安かったということの減額でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 年間の委託料ということで、昨年度は先ほども出ましたが、コロナの関係で1か月休校されたと思うんですけれども、その分はどのように理解したらよろしいで

しょうか。

○委員長（櫻井和彦君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） 給食センターさんとこちらも年間の契約をさせていただいております。なので、先ほど食材の関係等ありましたけれども、給食がなかったとしてもお支払いをしていかないと、給食センターのほうでも人を雇って、路頭に迷わせるわけにはいきませんので、そういうふうな契約をしてございますので、お支払いさせていただいております、委託料として。

○委員長（櫻井和彦君） 1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 今後、生徒数が少子化に伴って減少していくと思うんですが、今まで過去5年間の決算を拝見したところ、だんだん委託料が増えていっているんですが、来年度以降の契約について算出根拠があれば教えてください。

○委員長（櫻井和彦君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） まず、年々増えているというふうなことでございますけれども、ちょっと私もこの件については調べてみました。

まず、増えている要因といたしまして一番大きなものは、29年度から30年度の決算におきましては、ここで米飯の炊飯を委託しております。そこでまず大きく増えたというようなことがございます。

その次の要因といたしましては、令和元年度、消費税が10%に途中から上がったということでアップしております。

その他につきましては、燃料費の高騰でありますとか、人件費の県の基準に従ってでありますとか、そういう部分を考慮しての多少の値上げというふうなことになるかと思っております。

来年度以降につきましても、人件費1日当たり何人の調理師さんがいて、何時間働くかというような計算、それから給食回数に合わせた燃料費等を考慮しながら、こちらのほうで適正な額を設定して、給食センターさんのほうに見積りをお願いしたいというふうに考えているところです。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページは126ページをお願いします。

文化財保護費の中から、12節の委託料の中にある樹木伐採委託料と14節の工事請負費の中からお聞きしたいと思います。同じところで、多分、楯山公園の話になると思っておりますけれど

も、楯山公園は今、遊歩道というか、それを整備していると伺っております。その他、これは整備工事費が3,000万ほど計上されていると思います。その進捗状況とお聞きしたいと思います。

また、これは去年の決算なんですけれども、ここに樹木伐採料ということが297万円あります。去年度はきちんとしていたと思うんですけれども、今年度ちょっと、町のほうから楯山公園を見ると木が生い茂っており、あずまやが見えないような、そういう状況になっているので、その辺のところの樹木の伐採とかはどういうふうになっているのか、去年の予算を見ながら今年のことを聞くのはおかしいと思いますけれども、その辺のところ現在どうなっているかお聞かせください。

○委員長（櫻井和彦君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） それでは、まず楯山公園の整備工事費についてお答え申し上げます。

令和2年度におきましては、楯山公園蛇沢コースという八幡平から下って行って、蛇沢のほうに下りる管理用道路ですが、遊歩道は昨年度は整備しておりませんで、その管理用道路で車が入れるようにしたというような工事でございます。

それから、楯山公園に設置しておりましたトイレ、こちらのほうは浄化槽がやられておりましたので、トイレも浄化槽含めて新しくさせていただいたというような内容の主な工事でございます。

進捗状況につきましては、今年度も遊歩道を整備すべくしておりますけれども、蛇沢のほうと今年度はつなげて蛇沢から一周できるような形に、今年度まで持っていきたいというふうに思っているところでございます。

それから、樹木伐採委託料297万円につきましては、昨年度、日本一公園から八幡座を見上げるほう、八幡座から最上川のほうを見るほう、そちらのほうの間の樹木を伐採させていただいております。本数にして151本分伐採いたしましたので、八幡座のほうから大分きれいに見える状況です。

ただ、今、関野委員からご指摘のありました日本一公園、下から見ると見えないという点については、本年度ちょっと状況調査しながら、考えさせていただきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） あずまやのほうから見る景色も大変すばらしいんですけども、やはりあそこは樹木の手入れをきちんとしておかないと、すばらしい景観がきれいに見えないという場所ですので、八幡座からの景観は当然ですが、あずまや側のほうからの景観もきちんと見えるような形で整備をしていただきたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで教育費の質疑を終わります。

11款災害復旧費の質疑を行います。

ページは129ページから132ページになります。

質疑ありますか。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 130ページの2項農林水産業災害復旧費の1、農地、農業用施設災害復旧費の繰越明許が4,000万あるんですけども、それで測量設計が649万というふうなことで決算額がなっていますけれども、町で管理している農地という理解でいいのか。町で管理している農業用施設なんていうのはないと思うんですけども、町管理のやつの災害復旧というふうな関係で、農業関係で何があるんですか。これは、どこの何をどういうふうにしようとしているんですか。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 農地、農業用施設災害復旧費関連でありますけれども、まず測量設計等委託料については、公共災害に申請する際の査定設計書の委託料でありまして、その下の土砂排土等委託料ということで、これが町管理の農道の土砂撤去をした費用であります。

災害復旧工事費につきましては、こちらは繰越しを一部しておりますけれども、こちらについては、これも公共災害に申請しているもの、これは個人の農地であったり、あとは土地改良区の水路等が含まれております。あと、町の農道の工事費についても3か所ほど含まれている工事費になります。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 災害復旧の公共事業だというふうなことでの個人的な農地もあるし、土地改良区の水路などもあるということで、町全体として公共事業に取りまとめて、そして国に申請して、公共事業に認められたので、町が事業主体でやるんですよということなんだろうけれども、その中での受益者負担というか、いわゆる改良区の水路だったら改良区負担、

個人の農地だったら個人負担というふうな、もう当然そのような事業の中では当たり前の感覚でいるんですけども、この全体の公共事業に対する受益者負担というのはどのようになっているのでしょうか。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 公共災害に申請している分につきましては、このたび激甚災害の指定も受けたというふうなことで、87%から91%の補助が国から来ます。その残りの残額の10%が個人の分担金ということで頂くことになります。あと、そのほかの町の単独補助事業で復旧した農地、水路等もございます。そちらにつきましては、通常2分の1、50万円上限ということでの補助金ですが、このたびのこういった激甚災害を受けてというふうなことも含めて、補助率をかさ上げして、農地につきましては80%の補助ということで、20%の個人負担、あと水路、あとは集落管理の農道等については90%の補助率で、10%が個人負担というふうになっております。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） ただいまの説明ですと、例えば繰越明許で4,080万円のこれから事業をやるというふうな中での10%の受益者負担というのは、この4,080万円の中に入っていると。そして、受益者負担分の入は、決算の中の入のどこかに入っているということですか。決算ですので、測量設計でも言った649万円、この部分については町のほう全額負担になるのか分からないけれども、10%の受益者負担分というのは、入に出てくると。だから、入は今説明していないので、後からやってくださいということですか。

○委員長（櫻井和彦君） 農林課長。

○農林課長（秋場浩幸君） 工事費繰り越している分について分担金も一緒に繰越しておりますけれども、決算になった部分については、分担金として5万2,521円が既に収入済みでございます。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで災害復旧費の質疑を終わります。

ここで14時10分まで休憩とします。

休憩 午後 1時55分

再開 午後 2時10分

○委員長（櫻井和彦君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

12款公債費の質疑を行います。

131、132ページになります。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 156ページを見ると、地方債の残高拝見できまして、令和2年度に起債した上での差引残高が58億1,500万となっていますが、公債費のピークは越えたのかなと思います。今後の見通しを教えてください。

○委員長（櫻井和彦君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 公債費の推移でありますけれども、令和2年度元金償還が5億6,235万5,000円ほどであります。決算書の資料156ページ見ますと、58億1,521万円の2年度末の残高であります。今後の見込みといたしましては、この残高につきましては2年度をピークに若干減っていくと見込んでおります、今後数年間ですね。ただ、12款のほうの元金償還額につきましては、昨年度より9,700万ほど増えているんですね。この要因につきましては、元金償還始まったもの、終わったものがございますが、主なものとしまして中央公民館と、あと防災行政無線の元金の本格償還が始まったことが影響しております。

したがって、まだ始まったばかりですので、この公債費の額、返すほうの額につきましては逆に今後数年間、令和6年度ぐらいまで、さらに増えていくものと見込んでいるところですよ。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで公債費の質疑を終わります。

13款諸支出金の質疑を行います。

ページは131ページから134ページになります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで諸支出金の質疑を終わります。

14款予備費の質疑を行います。

ページは133、134ページになります。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで予備費の質疑を終わります。

これより一般会計決算の歳入の質疑に入ります。

お諮りします。

歳入は一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、一般会計決算の歳入は一括して質疑を行います。

ページ数は9ページから40ページになります。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 16ページの下の方にあります空き家利活用モデル住宅使用料の3万6,000円の件でありますけれども、これは旧遠藤八百屋さん宅を町が土地を700万円で購入したと、そして建物が無償提供したものと思っておりますけれども、その後リフォームをしながら、芸工大の岡崎先生にお貸しをしていたと。昨年4月まで借りていたというようなことで、1か月分の3万6,000円と、こういうふうに思っておりますけれども現在は空き家になっていると。

これを貸出しするには、地域の活性化に資する事業を行っていただける方にお貸しすると、そういう条例の下に設置になっているということで、貸すための設置上の目的があるということから、この空き家を借りたい人の範囲が狭まってくるわけですね。だから、今も借りる人がなかなか見つからないのではないかなと、こういうふうに思うんですが。

したがって、私としては、この目的を外してオープンに誰でも借りられる状態にすべきと思うがお伺いしたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 政策推進課長。

○政策推進課長（鈴木利通君） 空き家利活用モデル住宅使用料についてのご質問にお答えしたいと思います。

今、委員がおっしゃったとおり、決算額については3万6,000円ということで、昨年4月いっぱい、5月からは空き家の状態で令和2年度は経過しております。ただ、今お話があった今年度につきましては、4月から芸工大の4年生から入居いただきまして、地域活動を行っていただいております。先ほどあったとおり目的については、主体的に地域の振興に関する活動を行おうとする個人あるいは団体、企業及び大学等の関係者ということから目的に

沿った形で、その人については、昨年度も行っていただきましたけれども、あてラボというような名称の講座を開設していただきながら、左沢高校生と一緒に地域づくりの活動を行っていただいておりますので、目的に沿った形で今年度は使わせていただいているというような状況でございます。

以上です。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） 30ページ、一番下になりますが、土地売却収入20万6,772円とあると思います。これの該当する土地と、あと売ることになった理由をお伺いします。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 30ページ、一番下の不動産売却収入20万6,722円になりますが、こちらについては法定外の公共物というようなことで、2件の売却のものとございます。今現在使われていない法定外について、その付近の方がちょっとどうしてもお使いになりたいというような案件ございましたので、その2件分というような形で売却を行ったものでございます。

場所としては、三郷と小鉾の2件のはずです。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

1番、橋本彩子君。

○1番（橋本彩子君） 22ページ、教育費国庫補助金の小学校費補助金、収入未済の639万3,000円ですが、これは新聞報道もありましたが、県のほうのミスで町に入ってこなかったということだったのですが、今現在は入金されましたでしょうか、お願いします。

○委員長（櫻井和彦君） 教育文化課長。

○教育文化課長（西田正広君） お答え申し上げます。

お見込みのとおり、県の補助金が入ってこなかったという件でございますけれども、県のほうでも責任を感じて、何かしらの措置をしなければならないというようなことで、このたびの県の議会のほうに、県として、当事者は大江町と高島町なのですが、本来、国の補助金なのでございますけれども、県が市町村に迷惑をかけないようにということで、立替え払いをするという準備を進めているというようなことで、現在進んでいる状況でございます。

〔「分かりました」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 思ったより地方交付税並びにコロナの関係での交付金が入ったというふうな中で、13、14ページの普通交付税が21億8,000万ほど入ったというふうな中、非常にうれしいことでありますけれども、特別交付税については、災害があったというふうな中で増額は分かるんですが、普通交付税がこのように伸びた背景というか、要因はどこにあるのでしょうか。

それから、22ページの2段目に、新型コロナウイルス感染症地方創生臨時交付金3億4,000万が入っているわけですが、この3億4,000万の基礎数値というか、それは国のほうからあなたの町はこれこれですよというふうな中で、割当てみたいにして入ってきたのかどうか。要するに、人口がこれこれだ、高齢者がこれこれだ、よって、あなたの町は掛ける何ぼだとかというふうなので入ってきたのかどうか、この2点をお聞かせください。

○委員長（櫻井和彦君） 総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） お答えいたします。

14ページの普通交付税の増額要因でありますけれども、前年よりプラスの1億3,700万円、率にして6.3%の伸びを示しております。すみません、間違いました。全体で前年より6,465万3,000円、8%の伸びとなりました。この要因としましては、先ほど12款の公債費で申し上げましたとおり、公債費の償還が増えているというふうなことで、その元利償還金分の補填が約3,800万円ございました。あと、新たに創設されました地域社会再生事業費という項目がございまして、この分で8,500万円ほど伸びております。あと、全体的に社会福祉費の単位費用の伸びによる増要因が2,700万円ほど見込まれております。結果として、6,465万3,000円の伸びとなったというようなことであります。

2点目の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中身でありますけれども、これにつきましては人口と、あと感染状況によって国から配分された金額であります。この3億4,070万円のお金を活用しまして、それ以上の支出を予算を組んだわけではありますが、これにつきましては参考資料の、ちょっとお待ちください。

148ページ、149ページをご覧ください。

この中で、148ページの中段から再掲ということで、コロナ関係の事業費を網羅したものであります。この上の特別定額給付金、これが約8億近くありますが、これを除きますと、

約4億がコロナ関係の事業費の決算額となります。それに、この22ページのコロナの交付金でありますとか、県支出金等を充てて、合計約4億円のコロナの対策事業を行ったというようなこととなります。

以上です。

〔「了解」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで歳入の質疑を終わります。

それでは、一般会計歳入歳出決算の総括質疑を行います。

なお、あくまでも総括質疑でありますので、聞き漏らした事項や個別の事項の質疑はご遠慮ください。

質疑ありませんか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） それでは、令和2年の決算の総括質疑をさせていただきます。

昨年度の決算の中で、やはり目につくのは災害の復旧ということの予算が多く入ってきています。その中で、2年度はどちらかというと、町、県のほうの災害復旧のほうの予算になっているかなと思います。その中で、今年度に入って、町内でもそれぞれ災害復旧というか、河川の災害復旧が行われた中で昨年度の予算でできなかったこと、進まなかったことが今年度に入ってきて、さらにはこれから何年とかけながら、最上川の復旧工事並びに様々な案件をやっつけていかなければならないと思っております。

その中で、これまで、去年の7月の災害復旧の後から度々議会で一般質問なり質疑の中で、百目木の考えをどのように考えているのかということ町長なり、担当の課長なりに質問させていただきました。その中で、1年を過ぎた中で、この間も少しお話ししたと思いますが、町の方針としてどのような考えで、百目木地区の災害の復旧、また考えというか、築堤にするのか、その他様々な考えがどのようにになっているのか、やはり基本的なことというか、町の考えというのがまだ示されていないように思います。その中で、やはり国のほうでも今年1,500万、10年間で最上川の中流区域の災害の復旧ということで多額の予算を出しました。その中で大江町がどれだけの予算を頂いて、どのような災害復旧をするかということをやったり早期に、町の考え、地域の方の考えを聞きながら、町の本来的な考えをやはり国のほうに示していかなければならないのではないかと思っております。そういうことの準備が今なされているのか、それと

もまだなのか。やはりこれは待ったなしと思うの、この10年間でやるということは。

それで、現在、最上川で行われている中州の伐採、またはしゅんせつ等に関しても最上川の水が引かない状況で、本来7月から伐採が入る予定がいまだに入っていません。やはり川の工事になると、水が出た、雨が降ったということで、度々工事の順延、またそういうことが考えられる中で、10年という中にもいつまた同じような災害が来るか分からない中で、やはり早い時期に様々な課題をクリアしながら、この町の希望を伝えておかないとうまくいかないのではないかと思います。

今回、やはりこれだけ大きな金額を国で用意してくれたということに対して町でも大風呂敷を広げて、こういうふうな、これまでになかったような規模の災害復旧の要望を国のほうにきちんと出していただきたいと思っておりますが、その辺のところを何回も質問していて、町長にはまたかという思いもあると思っておりますけれども、どのような考えかお聞きしたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 町長。

○町長（松田清隆君） 百目木地区の災害復旧、そして築堤というふうなことでは、ご報告申し上げますとおり、国の治水対策プロジェクトの中に位置づけていただき、ここ10年間でしっかりとした対策を取っていくという、そういう方針が国からも示され、町のほうとしても、それに沿ったようなことで事業を進めたいというふうなことであります。

地区の方の説明会等を行いながら、測量調査というふうな形で今進められております。そして、その測量の成果に基づいて大まかな築堤の計画、プランを何種類か準備をした中で、国のほうから示していただいた中で、この事業を進める案をつくっていきたいというふうな考えています。これについては、地元の方からもこういうふうな決まったからというふうな形ではなくて、何種類かの提案をしていただいた中で、いろいろ話し込みながら進めていってほしいという地区からの要望もいただいておりますので、そうした取組方で進めたいというふうに思います。

それと、これまでもお話ししてきたとおり、重要文化的景観、最上川の流通というふうなところの課題が、大江町には通常の河川の堤防の築堤と違った課題があります。この部分についても、両立をさせながら進めていくべきだというふうなことで、これまでもお話をしてきました。両立というふうなことは、両方とも相成り立つというふうなことはなかなか難しいことだというふうには思います。これは皆さんからもご理解いただけるとは思いますが、ただ、こちらを立てながら、こちらも立てるというふうなことで、調整を図りながら両者が相成り立つような形を模索していかなければならないというふうなことです。

重要文化的景観のほうの手續についても、文化庁のほうと協議を進めておりまして、ウェ

ブによる専門家の方からのアドバイスによるミーティングなども進められております。そうしたことを受けながら、しっかりとやっていきたいというふうに思いますし、私としては単なる大規模な堤防を築けばいいというふうなことでは絶対に、それではいけないというふうに思っています。最上川の景観を生かしたような形を含めた堤防整備というふうなことだと思います。恐らくもう少しの間に、国交省のほうから一定の案は示されるかと思えます。それに伴って、地元の方と様々な協議を進めながらやっていきたいというふうに思います。

そのほか、先般の地元の説明会の後、地域の方のほうにも担当課のほうで入りながら、なかなか大勢の場では発言しにくい雰囲気もあったかというふうに思いますので、その辺の意向などの聞き取り調査も進めている状況でありますので、国の動きと地区の動きを真ん中で支えるような形で、町が誘導して進めていきたいと考えておりますので、案が出来上がったら議会のほうにもお話をさせていただきたいと思っておりますので、もう少し時間をその辺のところはいただければと思っております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。今、町長の話の中にありました重要文化的景観ということを考えれば、制限されるかなというところも出てくると思いますが、やはりそこは担当の課、教育文化課、建設課なり、きちんと横の連絡を取りながら進めていただきたいなと思っております。

先ほど、町長が国のほうから、ある程度の何らかの方策が示されるとあったと思いますが、これもやはり町の一番の事業でありますので、重要文化的景観を考えれば、やはり築堤などではなく、町の思いを町長の思いとして、まず国交省のほうに意見を述べていただきながら、それに沿った案を出していただくというのが一番いいと思っておりますので、まず町の意見をまとめることをやっていただきたいと思っております。その後、国のほうにしっかりと意見を述べていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井和彦君） 町長。

○町長（松田清隆君） 今、関野委員のほうから出されたご意見については、心に留めながらしっかりと進めていきたいというふうに思いますし、私が進めるというよりは、町民が進める事業だというふうに思っています。私の考えも十分に反映させていただきますが、地元の方をはじめとする町民の考え、その中にはもちろん、町民の代表としての議員さん方のご意見も含めて、様々ご意見をいただきながら詰めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 令和2年度の決算を見る限り、歳入が68億1,400万、歳出が64億8,400万ということで、実質収支が2億9,500万というふうなことで、かなり潤沢な予算の執行であったなというふうに思っております。

中身的に、感想というか、言わせてもらえば、先ほど建設水道課のほうに申しあげましたように、繰越しの予算が非常に大きいというふうなことで、そこは今後、是正しながら事業執行を進めていきたいというふうに思います。

そんな中で、財政力指数は0.284と、実質収支は8.8だと、公債比率は13.1%だというふうな中で、いわゆる地方税の額が8億1,000万というふうなことで、これは11.9%だということなんです。地方交付税が25億1,000万ということで67.1%になっている。ということは、我が町は3割自治ではなくて、1.1割自治だというふうな状況をしっかりと捉えて、予算編成あるいは予算の執行を努めていかなければならないというふうに思うんですが、全体的に見て、この議会費から公債費、諸支出金までを見ると、農林水産業費が3億2,700万というふうなことで、本来、農業を基幹とする我が町の農林水産業に充てる予算が非常に、ここ数年、横ばいで全然伸びていない状況なのではないかというふうに危惧をしております、全体的に公債費とか、あるいは教育とか、あとは建設というふうな予算が伸びているわけですが、農業予算をもっとこの町に合ったような形の中で、予算編成をやっていただきたいというふうに思います。

それから、教育長が全然しゃべっていないので、教育長に総括的に行いたいと思うんですが、教育予算は5億7,300万というふうな中で決算が成っております。委員会でもお話し申し上げましたが、そのときは教育長がいなかったので質問させていただきます。

いわゆる子育て環境の中で、学校教育、社会教育、地域教育、家庭教育とかいろいろあるわけですが、学校教育の部分で担う分野が非常に大きいというふうに理解しております、一番この頃痛切に感じるのは、この町に大江町の教職員が非常に極端に減っているわけです。大江町の小学校もだし、中学校もだし、教員は大半が8割以上が寒河江とか河北の方々の教職員なんです。だから、学校教育の中で、我が町から教職員を一人でも多く輩出するような教育予算の手厚い姿勢が欲しいと私は思うんだけど、昔は我々小さいときは石ころに当たると感じるような感じで、教職員はいっぱいいた。だから、地元の子ども会でも、そして地域の教育でも、その教員たちが一緒になって支えたということがあって、全部ほかの町から来ての教職員というのは、私はあまりよろしくないのではないかとこのように思うんだけど、

これから来年度の予算も踏まえて、大江町出身の教職員を育てるというふうな考えの下に、教育費の一部にでも予算を取っていただければ若者も定着するし、その子どもも期待できるというふうに、私は切にこの学校教職員の育成というか、を目指してほしいというふうに思うんだけど、私の考えは間違っているでしょうか。

○委員長（櫻井和彦君） 最初に町長。

○町長（松田清隆君） 農林予算についてのご質問といたしますか、意見なのかなというふうに思いますが、横ばい状態というふうな評価でございますが、恐らく金額の部分については、以前は土地改良事業ですね、圃場整備とか水路整備とか、そういった部分がやっぱり時代背景もあり、相当な金額をつぎ込んだ中で事業が行われていたのかなというふうに思います。

今のところ現在では、町営なり団体へのそういった事業というのが少なくなっているというふうなことであります。ただ、県営事業としては、ため池等の整備というふうなことで、順次行っているところではありますが、その辺も予算の金額としては、そういうふうな面が表れているのではないかとこのように捉えています。

あと、もう一つは、今、大江町の農業で一番課題になっているのは、農業後継者の問題、そして荒廃農地の問題、耕作放棄地、この部分についてこの先10年間、20年間先、どういうふうなことになるのかというのが非常に心配されます。

ある人に言わせれば、米作りの部分については、もう10年もたないぞというふうなご意見などもあるようであります。もたないぞというのは、今みたいな格好での農業は続けられないぞというふうなことだと思います。その辺のところは、今一生懸命取り組んでいるのは、新規就農者の対応というふうなことで取組ませていただいております。これは、今回の一般質問などでもいただきました移住・定住と併せたような格好で、農業の後継者を育てるというふうなことでは、物すごい大江町の特徴的な取組だというふうに思います。その辺のところを力を入れていかなければならないというふうに思います。

あとは、もう一つは、農家の方からいただいているのは、やっぱり人手が少なくなっているという部分は、機械化の多様化というふうな部分が必要なのではないかとこのように思います。なかなか個人の機械に補助なりの支援をするというのは、これまでは難しかったですが、徐々に国の制度、県の制度もそういったことへも対応できるような形で進んでおります。県への要望等でも、その辺のところを県単独事業での採択要件の緩和などについてもご要望しているところではありますが、そういったところを一つ一つ取り組んでいくことで、大江町の課題を解決していく農業振興策をこれからも引き続きやっていきたいというふうに考えて

おりますので、額の部分は結果でありますので、それも一つの評価だと思いますが、中身の部分も含めて十分に検討しながら、来年度に向けてやっていきたいというふうに考えております。以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 次に、教育長。

○教育長（犬飼藤男君） 教員になる成り手がいない大江町で、教育長、何とか予算化して、大江町から先生を出すようにしたらいいんじゃないかというふうなご意見だったように私は受け取ったのですが、教員、それ自体を考えてみたときに非常に成り手が少ないという状況があります。

10年前ですと、小・中学校の教員になりたいと、大体10倍ぐらいの競争率でありました。ここ二、三年は2倍というふうなことで、非常に成り手が少ないという状況がございます。いろんな社会的な情勢もあると思いますけれども、非常に大変なところが目立って、報道やニュースなどでもよく教員が忙しいでありますとか、本当は子どもが好きで、子どもと一緒に過ごしたいと、こんなふうに教育には思っていて、私はこんなふうにしたいのだというふうな非常に高い理想で動いている部分が、ともすると、そういう理想が現実的な状況に押し潰されて、いわゆる適切な、あるいはよい人材が集まっていないという状況があるように思います。ずっと見ていますと、やっぱり社会情勢といいますか、会社が非常に景気がいいときなどには随分流れたんですね。教員になかなかないというような状況もあったりして、今のような状況になっているということで。

委員おっしゃるような町の先生、町のことをよく知っている、ふるさと教育などを考えた場合には、確かに他市町村から、もちろん私たちは県費の先生ですから、飛島から中津川まで動かなければならないという、そういう状況もありますけれども、その中でもやっぱり町の教員が町をよく知っていて、町のことをきちんと伝える、ふるさとのよさを子どもたちに伝えるなんていうことは大事なことだと思いますが、なかなか今はそういう状況にもなっていないというふうに思います、こういう社会情勢ですので。

ですから、できるところから、働き方改革も含めて教員の負担をとにかく軽減するような形も取りながら、地域の皆さんや保護者の皆さんの力も借りながら、学校を支えていくような仕組みをつくって、子どもたちと時間をたくさん取って、休み時間にはそれこそ遊べるような、そんな学校になればなというふうに思っておりますので、ご理解をお願いしたいというふうに思います。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 優等生のような回答だったわけですが、農業というものは、やっぱ

り大型機械化の導入というふうな中で動いているというふうなのはもう事実なわけで、大型機械が入れない圃場では何ともならないというふうな、もう現状になってきているのかなど。

したがって、寒河江市の金谷地区では、20アールの田んぼを40アール以上にすると。寒河江市はできるんだけど、大江町でなぜできないかというふうな課題もあるわけだけでも、だけでも多くの議員が町の農産物のブランド化などを提言しているわけでありまして、それなりに議員自身の農業に対して期待と、ある意味では後継者不足の中で不安も持っている、農地の荒廃等々もあると思うんで。そのような地域の中で、大江町はこういうふうなことをやっているんだと。新規就農者以外にでも、現在、農家を営んでいる方々にどのような支援をやって、将来の農業の、輝かしいまでは言わないけれども、未来を構築するという意味では、農業の振興というのは不可欠だと思うんで、その点を踏まえて、先ほど言った町長の答弁にも沿いながら振興していただきたいと思います。

教員の確保につきましては、今始まったことではないというふうには思うんですけども、当然、保護者から見ても、左沢小学校にあそこ大江町の教員が3人いるとか、本郷東小学校には4人だと、大江中学校には5人いるんだよというふうな中で、地元の地域に根差した教育が進められれば非常にうれしいし、望むところだというふうに思うんで、それらのことを申し上げて私の質問を終わります。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） これで総括質疑を終わります。

ここで総務課長より発言の申出がありましたので、これを許可します。

総務課長。

○総務課長（五十嵐大朗君） 先ほど、毛利委員から歳入の質疑の中で、普通交付税に対する質問がございましたが、14ページであります。その前年からの伸び率について、誤って、基準財政収入額の伸びを申し上げてしまいました。正しくは、前年より1億4,871万4,000円プラス7.3%の増でありました。おわびして訂正をさせていただきます。

◎付託案件の採決

○委員長（櫻井和彦君） 以上で審査を終結し、採決します。

議第68号 令和2年度大江町一般会計歳入歳出決算の認定について、これを原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（櫻井和彦君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

15時5分まで休憩します。

休憩 午後 2時51分

再開 午後 3時05分

○委員長（櫻井和彦君） 休憩を閉じて、会議を再開します。

◎付託案件の審査

○委員長（櫻井和彦君） 次に、議第69号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。

お諮りします。

本議案については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行います。

ページ数は158ページから187ページになります。

質疑ありませんか。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ページ、163ページでお願いいたします。

一番上になりますけれども、国民健康保険税ということで、収納済額に対して不納欠損が76

万7,400円あります。これの件数と、なぜこのようになったかを教えていただきたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいまの質問にお答えいたします。

163ページの不納欠損額76万7,400円ではありますが、こちらは人数でいいますと8人分、件数でいうと57件分でございます。

地方税の消滅時効5年経過して、こちらの不納欠損になったわけですが、財産調査の結果、滞納処分可能な財産がないなど、5年経過したためにこの不納欠損処理をしたものでございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） すみません、では質問、度重なってするようになり申し訳ありません。

また、その隣にある収納未済額、これも大きく1,200万ほどありますが、これも同じように中身を教えてください。

○委員長（櫻井和彦君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） こちらは調定額、賦課決定をした額から実際に収入、入った額を差し引いて、年度中に納められなかった金額になってございます。

以上です。

〔「件数」と言う人あり〕

○税務町民課長（阿部美代子君） すみません、件数、ちょっとお待ちください。

すみません、ちょっと件数の記載、件数について後ほど……大変お待たせいたしました。現年度43件でございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） ありがとうございます。金額が金額なんですけれども、これ、課長、コロナなんていうことは関係あるのかな。それともコロナ関係なく、この未済額があるというのか、やっぱり影響はどういうふうに考えていますか。

○委員長（櫻井和彦君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） コロナの影響もございしますが、やはり納めるのが大変な方が多い状況でございます。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 以上で審査を終結し、採決します。

◎付託案件の採決

○委員長（櫻井和彦君） 議第69号 令和2年度大江町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これを原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○委員長（櫻井和彦君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

◎付託案件の審査

○委員長（櫻井和彦君） 次に、議第70号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。

お諮りします。

本議案については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○委員長（櫻井和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行います。

ページ数は188ページから203ページになります。

5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 大変すみませんでした。ページ、197ページでお願いいたします。

2款1項の後期高齢者広域連合納付金ということで、負担金補助金のところに1億279万1,000円の金額がありますが、これ連合会からの多分、分担金があると思うんですけども、どのような根拠でこの金額が出てくるのでしょうか。

○委員長（櫻井和彦君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） ただいま197ページの2款についてのご質問であります、1億279万1,431円、こちらは保険料分と保険基盤安定繰入金分の合計額を広域連合のほうに

負担するものでございます。

○委員長（櫻井和彦君） 5番、関野幸一君。

○5番（関野幸一君） 2つ合わせて出しているということは分かるんですけども、出す基準、何を根拠にこの金額がお互い出てくるのかということをお聞きしているんですけども。

○委員長（櫻井和彦君） 税務町民課長。

○税務町民課長（阿部美代子君） こちらのほうが、後期高齢者医療制度については県のほうで運営を行っております。県全体の医療費の総額と、あと各市町村の医療費の推計等を考慮して、県のほうで算定した金額に基づいて支払われている金額となっております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 以上で審査を終結し、採決します。

◎付託案件の採決

○委員長（櫻井和彦君） 議第70号 令和2年度大江町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、これを原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（櫻井和彦君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

◎散会の宣告

○委員長（櫻井和彦君） 本日はこれにて散会とします。

明日は午前10時から会議を再開しますので、よろしくお願ひします。

ご苦労さまでした。

散会 午後 3時16分

決算特別委員会

議 事 日 程 (第 3 号)

令和 3 年 9 月 1 5 日 (水) 午前 1 0 時開議

1 付託案件の審査・採決

議第 7 1 号 令和 2 年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 2 号 令和 2 年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 3 号 令和 2 年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 4 号 令和 2 年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

議第 7 5 号 令和 2 年度大江町水道事業会計決算の認定について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席委員（10名）

1番	橋本彩子君	2番	菊地邦弘君
3番	藤野広美君	4番	櫻井和彦君
5番	関野幸一君	6番	毛利登志浩君
7番	宇津江雅人君	8番	伊藤慎一郎君
9番	結城岩太郎君	10番	土田勵一君

委員外委員（1名）

議長 菊地勝秀君

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	松田清隆君	副町長	榎英毅君
教育長	犬飼藤男君	総務課長	五十嵐大朗君
政策推進課長	鈴木利通君	税務町民課長	阿部美代子君
健康福祉課長	伊藤修君	農林課長	秋場浩幸君
建設水道課長	櫻井洋志君	教育文化課長	西田正広君
会計管理者 兼出納室長	清水正紀君		

委員会に職務のため出席した者

議会事務局長	金子冬樹君	議会事務局 庶務主査 兼庶務係長	伊藤美幸君
--------	-------	------------------------	-------

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

○委員長（櫻井和彦君） おはようございます。

ただいまの出席委員は全員です。定足数に達しておりますので、決算特別委員会を再開します。

なお、暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

これから本日の会議を開きます。

本委員会の傍聴については、大江町議会委員会条例第16条第1項の規定に基づき、委員長はこれを許可します。

なお、質疑については、大江町議会会議規則第51条及び第55条の規定により、発言しようとする者は議席番号を告げて許可を得てから発言してください。その際、ページ数を明らかにしてください。

また、同一議題については1人3回を超えることができないという規定を準用しますので、委員諸君のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

◎付託案件の審査

○委員長（櫻井和彦君） それでは、議第71号 令和2年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象といたします。

お諮りします。

本議案については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行います。

ページ数は204ページから231ページになります。

2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） 2番。223ページ、任意事業費の中の委託料、任意事業委託料79万3,440円、この内容とその不用額27万8,560円の内容をお願いします。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

決算書の223ページの任意事業委託料の79万3,440円の中身につきましては、これは任意事業ということで町の介護保険の中で自由に、裁量的に実施できる事業になってございます。その中身としましては、まず第1点に、住宅改修利用作成委託を委託する経費が含まれているのに加えまして、そのほかに緊急通報体制整備事業ということで78万1,440円が含まれているところでございます。

この事業につきましては、委員の皆様ご承知のとおり、独り暮らし高齢者の緊急時における連絡手段の確保を図り、生活における不安を解消して安心して暮らせる生活環境づくりを支援するという事で、具体名を申し上げればALSOKの方と連携をしながら実施をしているものでございます。その内容といたしましては、町民税非課税の方を対象に、例えば独り暮らしの高齢者の中にライフリズムを測る機械ということで、例えばトイレとかあとは冷蔵庫にセンサーを設置をしております、誰しものが1日1回はトイレを開けたり、あとは冷蔵庫を開けたりするわけなんです、その反応が全くない場合、24時間そういったライフリズムがない場合についてはALSOKの方が駆けつけるというふうな状況になっております。

あとは、緊急時の対応ということで、ALSOK直結の緊急ボタン装置がありまして、何かあった場合についてはそれを押していただいて、そうすればALSOKの方が駆けつけをしていただいて、安否を確認した中で様々な関係者と連絡を取りながら、最終的には救急の搬送というところまで行っていただく事業になってございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

このような方々の、非課税の世帯でもって独り暮らしで、どのように認定するかとかのあたりと、あと、この方がこのALSOKのそういう中で暮らしている中で、当然、隣組にも所属するわけであって、隣組でもいろいろ目をかけてこういう方々を見てはいると思うんですけども、どうしても24時間見ることなんかはできないわけであって、何かあったときに、その隣組の組長さんにこの方の親戚から何から、何らかの人にお知らせするようなシステムとかはありますか。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） お答えをいたします。

基本的に、本町において独り暮らしの高齢者の方は今年の4月1日現在で366人の方がいらっしゃいます。全ての方をカバーすることはちょっとなかなか難しいんですが、まずは基本的には民生児童委員、地区担当の方がいらっしゃいますので、その方々から地域を見守っていただいて、どうしても不安な方については役場を通して設置をしてはどうかというお話をいただいているところです。

その事業を開始するに当たっては、当然その関係者というものを調査をいたしますので、そこには民生児童委員であったり、当然親族の方であったり、あとは役場の担当部署であったり、そういった名簿を作成した中で何か緊急の場合があった場合についてはお知らせを願っている状況でございます。

ただ、大江町はやっぱり都会とは比べまして地域の見守りというのが充実されておりますので、先般、ここ数日前にもそのような事例があったんですが、そのときには当然、民生委員の方がすぐ駆けつけていただいておりますし、当然心配をして近隣住民の方も駆けつけをしていただいていると。

ただ1点、難点というのは、やっぱり独り暮らしなもんで、なかなか子どもさんがいても県外にいらっしゃるケースが多いもんですから、なかなか町内にいる、県内にいる親族の方という情報がないもんですから、その辺は以前に登録しているALSOKの情報とか、あと、やっぱり近隣の方の情報を得ながら。あとは、町で管理をしている独り暮らし高齢者の緊急連絡先、そういったところをいろいろ調べながらつなぎ役というか、次の、お子様が戻ってくるまで面倒見ていただける方をみんなでいろいろ探しているような状況でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 2番、菊地邦弘君。

○2番（菊地邦弘君） ありがとうございます。

これは大変すばらしい事業だと思っております。やはり隣組の人方もかなり心配なところがありますので、何らかの事情で独り暮らしになってしまったということがあるということで、親族の方が町外、県外というふうな形の中であるとすれば、係る所管の方々大変ではあるんでしょうけれども、何か起きたときにはその隣組の組長さんに連絡なんか一報いただきたりすると非常にその隣組の者が円滑に、情報が錯綜して何あったべ、何あったべということではないと思うんですけれども、必ず、この隣組の中にはそういう方々の誰か一人面倒見ているような人がいるわけであって、その方も何時間と見ているわけではないんでしょう

から、何か起きたらすぐ役場のほうにいろんなシステムで来る予定だと思います。それを受けて、その隣組の組長さんにご一報いただけると大変すばらしい事業なのかなと思っていますので、今後ともよろしくお願いします。

終わります。

○委員長（櫻井和彦君） 答弁は必要ですか。

○2番（菊地邦弘君） 結構です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 3点ほどお聞きしたいと思います。

最初に、210ページの一般会計からの繰入金が1億8,800万、補正で1,380万の減額ということで、最終的には一般会計からの繰入金が1億7,400万にとどまったというふうな決算でございます。そういった中で、224ページの一般会計の繰出金が503万1,000円というふうに一般会計へ繰り出しているというふうな中で、総額で11億ほどの決算の中で、この繰入金と繰出金の考え方をどういうふうに整理したかちょっと分からない面があるんで。

いわゆる介護保険会計の中で、町の全体の事業費の中でルール分というのがあるというふうな中で、総額的に見て一般会計の繰出金が1,300万円ほど要らなくなったということだと思うんだけど、片や繰り出しの中で500万円を一般会計に繰り出しているというふうな考え方は、どういうふうに整理したらよいのかなというふうに思います。これが第1点。

第2点目ですが、219ページの介護サービス等諸費というふうな中で、保険給付費が居宅支援サービスあるいは施設サービスということで、9億の大半を占めるサービス、保険給付があるわけですが、本町の第8期の介護保険計画の中の要介護認定者というのが、要介護3から5までの間の方が約240人いるということの中で、要介護3以上が施設に入所できるというふうに理解しているわけですが、ここで言っている施設介護の給付費、4億5,300万、これにはこの240人のうち何人が該当しているのかということをお聞きします。

3点目が、同じ219ページなんですが、ちょっと文言的にあまり聞き慣れない4項1目高額医療合算介護サービス等費というのが300万ほど支出になっておりますが、高額医療のための、いわゆる高齢者であれば後期高齢者の医療費、それからそれ以外のある程度若い方ですと健康保険のほうから高額医療が受けられるというふうなことかと思うんだけど、そのほかにこの介護保険からも合算して医療費を給付するというふうに理解してよろしいのかどうか。3点お聞きします。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） それでは最初に、一般会計の繰入金と一般会計に対する繰出金の関係でございますけれども、一般会計から繰入れするのは委員さんご承知のとおり、既に当初予算の際にルールで全て決まっております。そのルールというのは、個人負担金を除いた中で、100%の財源の中で25%については国からいただくと。あと12.5%は県、あと12.5%は町からいただくような仕組みになっております。残りの分は保険料ということで27%が第1号の被保険者の保険料、23%が40歳以上の第2号被保険者の保険料ということになっております。

一般会計からいただく分についてはあくまでもルール分でございますので、ここで計上しておりますのは保険給付費の町の負担の12.5%に合わせて、当然人件費、4名配置をしておりますのでその人件費、あとは事務費、あとは総合事業ということで地域支援事業に関わる事業費の12.5とか19.5とか、その割合によってその分を一般会計のほうからいただいているのが現状でございます。

基本的には、当初予算の中では全ての歳出予算の中で機械的にそれを計算しているところでございます。ただ、1年間を通せば当然介護給付費には上がったり下がったりということで決算的には大分下がってくる要素があります。令和2年度の場合は、当初ではある程度の給付費を見てはいたんですけれども、結果的に利用者の、コロナによる利用者控えとかあって給付費が落ちたと。そうなれば当然、12.5は町からもらうわけなんですけれども、当初と比較をすれば、当然決算では町からもらう分は少なくて済むという計算になります。

それを、本来ならば当該年度で精算すればよろしいわけなんですけれども、基本的には3月頃まで給付は動いておりますので、どうしても当初予算には間に合わない。加えて、国・県からもらう分についても、国からもらう分についても当該年度では精算はできないということで、必ず翌年度に精算という形になります。その中で、余分に一般会計からもらった分については翌年度のほうに返すという操作を、介護保険会計の中ではこれまで実施してきたというところでございます。

あと、2点目の介護認定者の中の要介護3から5の方、240人ほどいらっしゃいますけれども、その方が施設サービスとかの中でどれくらいの人数を占めているかということで、具体的に1人の方が何回も利用する可能性もございますので、今回の附属資料を見ていただきますと、231ページのほうに附属資料があります。6番のほうに、要介護要支援認定者数の年度末の現在というところがありまして、その中で、例えば特老入所者の場合は要介護3以

上の方が対象となりますので、この方を計算をしますと約237名の方がそういった特別養護老人ホームの施設を利用されているものと考えているところでございます。

あと、3点目の高額医療費、これは219ページの中段になりますけれども、高額医療合算介護サービス等費につきましては、基本的に医療保険の場合ですと、医者にかかった場合、特に入院なんかするとかなりの金額になってしまいます。そういったときに限度額認定証をもらって1人当たり、ちょっと詳しい数字は分かりませんが、今のところ5～6万ぐらいの自己負担で済むのではないかと考えておりますけれども、それ以外に合わせて介護を受けている方もいらっしゃる。そういった方についても限度額があるんですけども、それぞれに限度額を計算して利用者の負担を抑える代わりに、今度は、あとは2年間ぐらいを通して2つのその負担金をまた合わせた中である程度の限度額を超えた分についてはまたお返ししようというのが、この制度になっているところでございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 分かりましたけれども、簡単に言うと繰入金、繰出金の関係については、繰出金については現年度の中で対応すると。それで繰出金は、ここで言っている500万ぐらいはいわゆる元年度の精算の中での数字だというふうなことで、そういうふうな理解だということで理解をしましたけれども。

居宅サービスと施設介護の関係で、不用額が1,372万円を出している。これは非常に算出というか、利用の幅がいろいろあって、数字的に決算が見込めないというふうなことは理解しますけれども、いわゆるコロナ禍の中で、ある施設についてはデイサービスを一旦中止すると。ショートについてもちょっと無理だよというふうなことが2年度はあったのかなというふうに思いますけれども、この1,372万の不用額にこのコロナ禍がどのように、コロナ禍の中でこういうふうなことがあったというふうに、担当課としてはどのように判断しているのかお聞きしたい。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 毎年、保険給付費を算定するに当たっては、基本的には前年度、3か年前ぐらいからの給付費の伸びを勘案して設定をしているところでございます。令和元年度がこれまでで最高の給付額を記録しております。ということで、町のほうとしては、やっぱりうなぎ上りに上ってきた給付費だったものですから、当然それを参考にしないわけにはいかないと。ただ、被保険者数の減少なども加えながら、ある程度抑えた中で今回の当

初予算を設定したところではございます。

ただ、やっぱり扶助費となると人の動向とか施設の状況、あとはどういった施設に入るかというのはなかなか、ケアマネージャーとの相談の中で決めるわけなんではありますけれども、正直言ってこれがびたりだという数字を見込めることはできなかったかとは思いますが。ただ、これまでもいろいろな説明の中であつたとおり、当然、2年度については新型コロナというのがかなり大きな影響を占めておりまして、当然、居宅の場合についてもヘルパーさんがなかなか入れなかったり、そういった様々な事情があります。そういった中で、見えない部分があつたものですから、だから途中で減額するという方法もあつたかもしれません。

ただ、コロナが収束するのがいつになるのかどうかというのは全く未知の世界でございましたので、まずはその辺のところは当初予算ベースで計上しているところではございますし、併せて12月補正あたりではある程度の金額は減額をしているところ、実態もあります。ただ、最終的にはやはりコロナの影響は確かに大きかったのかなというところが担当としての考え方でございます。

逆に言えば、今年も既に4か月ぐらいの給付の情報が出ておりますけれども、昨年よりまだ落ちている状況です。この分で行くと、多分令和2年度決算よりも今時点では3年度決算はもっと落ちるのではないかなというふうに考えているところではございますけれども、ただ、その辺のところ、コロナがどうなるのかその辺の状況を見極めながら、今後の給付についても適正に計算していきたいなと思っているところでございます。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 保険給付の事業につきましては、やっぱりいろいろと読めない部分があるというふうな中での予算執行だというふうに思いますけれども、227ページの財産に関する調書の中で、介護給付費準備基金が1億5,000万円になったということでもあります。

7期計画の中で、保険料を据え置きながらその不足分について6,000万円程度を準備基金から取り崩すというふうな説明がありました。逆に、先ほどの説明にもあつたように給付金が伸びなかったというふうな中で、前年度末の1億3,900万から1,500万円ほど準備基金に積み立てたというふうなことで、大変いいことだなというふうに思うんだけど、逆に今度8期、令和7年度までについても据置きをやって、そして足りない部分については準備基金から取り崩すということの中なんですけど、全体的に介護保険の予算、決算が11億ぐらいだということの中で、私はこの準備基金たるものは約20%というか2億円ぐらいが適当でないかなというふうに理解をしているんだけど、担当課長としてはどう感じておりますか。

○委員長（櫻井和彦君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（伊藤 修君） 委員さんおっしゃるとおり、基金が潤沢であればあるほど今後の介護保険の財政にとってはよいことかと思えます。ただ、この準備基金の本来の考え方は、年度末で基金が残れば次の計画期間で全て吐き出して、保険料を下げなさいというのが国の方針でございます。

ただ、これから2025年問題とか様々な問題がある中で、果たして全てを吐き出して一旦保険料を下げてまた上げるということは当然できないことと考えておりますので、基本的には今ある7期末の1億5,500万という数字については、確かに計画の中である程度の先を読み間違えたというか、それ以上に被保険者数が減っていったなかなか給付が伸びなかったという現状もありますけれども。ただ、これから言えるのは、先ほども言ったとおり、今年度分についても被保険者数は減っていると、給付費も減っているという中にはありますけれども、今度の第9期の計画の中では当然、令和7年ということで2025年問題が直に関係する時期になります。そのとき、大江町の人口を見ればやっぱり、その年代というのはかなり人数が上がる計算になっております。

私が心配しているのは、例えば人口が減って被保険者数がだんだん減っていくのに、例えば75歳以上の方がかなり介護状態になって認定を受けなければならなくなったと。そういったときには当然介護給付費が上がるので、そうなれば被保数は減っているのにサービスを使える認定者数はある程度増えていけば、当然1人当たりの被保険者数にかかる負担というのはかなり多くなってくるのではないかなと思っているところです。

ただ、そのときに、2億円と委員さんおっしゃいましたけれども、その1億5,500万をどのように使うのかなというところが今、今後の介護財政で考えていくべきなのかなと思っているところでありますし、できればすべてを吐き出すのではなくて、やっぱり長期の将来の展望に立った中で当然上げなければならないところは上げなければいけないとは思いますが、当然高齢者の方にある程度の負担をかけない中で、様々検討しながらやっていきたいというふうに考えているところでございます。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 以上で審査を終結し、採決します。

◎付託案件の採決

○委員長（櫻井和彦君） 議第71号 令和2年度大江町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、これを原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（櫻井和彦君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

◎付託案件の審査

○委員長（櫻井和彦君） 次に、議第72号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。

お諮りします。

本議案については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行います。

ページ数は232ページから241ページになります。

3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） 3番、藤野です。

239ページのことばで質問させていただきます。11役務費の広告料、2つ質問させていただきますけれども、もう一つ、12委託料の分譲PR等業務委託料についてお伺いします。

最初に、広告料の54万4,500円についてお伺いします。どんな広告を出したのかということと、印刷部数をお伺いします。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 239ページのほう、広告料54万4,500円でございますが、こちらについては地域情報誌、「マーメイド」というような情報誌になりますけれども、そちらのほうに広告を掲載したというような内容でございます。こちらの冊子については山形市を

中心に5万部発行されているというふうなことで、こちらを見る方は非常に若い世代というふうなことから、そういったことで若い人をターゲットにする住宅団地というふうなことでございましたので、そちらのほうの媒体を活用させていただいたというような内容です。

あと、委託料のほうになります。委託料については山形新聞のほうに折り込みというふうなことで、令和2年度についてはお盆前の時期になります。山形新聞のほうにチラシを作成したものを折り込んでおります。こちらについては、山形市から北村山郡までというふうなことで9万8,800枚についての折り込みをさせていただいたというふうなことでございます。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） ありがとうございます。

「マーメイド」というところ、山形市を中心に5万部というふうにお伺いしたと思います。あと、事業分譲PRのほうについては山形新聞等に出したというふうにお聞きしたと思います。この広告とPR両方かけたと思いますけれども、問合せ等はどれくらいあったのか。また、その問合せの中から販売に至った方がいるのかをお伺いします。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 昨年度の販売の実績といたしましては、2区画分譲になりました。非常に、昨年度についてはコロナの関係でなかなか人の動きが少ないというような中で、問合せ自体も非常に少ないというような状況にあったと記憶しております。こちらの分譲、チラシも作成したというふうなこともありましたので、こちらのほうに予算上は書かれていないんですけども、ハウスメーカーのほうにもせっかくだつづくたチラシがございましたので配布というふうな形で対応させていただきました。

そういった効果もあつたかどうかなんですけれども、ハウスメーカーのほうからの問合せ等々も中にはございましたので、そういった取組の中で販売につながつたということもあるのかなと思つております。ちょっと何の媒体を見て購入につながつたかというところまでの調査をしておりませんでしたので、山新の広告なのか「マーメイド」なのかということについてはなかなか分からないかなというところではあります。そういった形でPRをさせていただいているというふうな状況でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 3番、藤野広美君。

○3番（藤野広美君） 現在は、今残つている区画数、9区画というふうにお聞きしてござい

す。昨年度は2区画の販売に至ったということだと思いますけれども、PRをしたけれどもなかなか販売に結びついていないというのが今の現状なのではないかなというふうに思います。

販売に至らないというその理由をどのように考えているか。もし分析をしたならばどういう結果になったのか。もししていなかったならば、それをする必要があるのではないかなというふうにも思います。今年度も同じような事業予算化になっているというふうに思いますけれども、この分析結果を生かして、今後の分譲、販売に生かしていかなければならないのではないかなというふうに私は考えるのですけれども、どのようにお考えかをお伺いします。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） まず今年度の分譲の状況について申し上げますと、今年度8月に1区画分譲されております。あと、今も具体的にちょっと問合せが来ておりまして、こちらについても分譲につながるのかなというような期待を持っております。今現在、2区画が今年度分譲されるのかなという状況でございます。冬場にかけても、来年の春の建築に向けてというふうな動きも出てくるかと思っておりますので、引き続きPRのほうを進めたいと思っております。

分析というようなことなんですけれども、なかなかちょっとコロナの関係で動きが読めないというふうなところはございますが、私なりにちょっといろいろ考えてみているんですけれども、ある土地の取引に詳しい方にもちょっとお話聞いたときあるんですけれども、現在、新たに家を建てる宅地というような需要が低くなっているというふうなお話もいただきました。コロナの関係で、密になるアパートとかから移り住む人がちょっと増えているというふうなことで、すぐにでも移れるような物件を探しているというふうな傾向にあるようです。

そういったところ、中古の物件というふうな形にはなるのかなと思うんですけれども、現在はそういう動きのほうが強いというふうなこともお話としてありました。やっぱり建てるまで時間かかるというふうな宅地の分譲よりも、今そちらの方が需要としては増えているのかなと。比率的な部分はちょっと不明確ですけれども、そういった傾向も見られますよねというふうな話をお聞きしたこともございます。

こちらのあおぞら住宅団地については、若い世代というふうなことで今後も分譲のほうを推し進めるという上では、PR、ちょっと工夫しながら対応させていただければなというふうなことで今現在考えているところです。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 236、237の中の不動産売払収入が1,018万8,000円、これが2区画分の分譲の売買価格だというふうに理解しておりますが、これに伴って、239ページの一般会計繰出金が400万しかない。

いわゆる1,000万で売ったんだけども町のほうに入ってくるのが400万円だと。600万円の差があるわけですが、今回の、その上の公共下水道加入負担金513万円、これがあるんだけども、これは全体の加入負担金だというふうに理解しているんだけども、2区画を分譲して1,000万、それを純利益と言うか何だか分からないんだけども、町には400万円しかないよというふうに理解、この決算を見る限りそういうふうな理解しかならないんだけども。今後も、例えば先ほど課長が今年度2区画を分譲する予定だと。同じように1,000万ぐらい入ってくるという場合も、こういう感じの400万円しか町への繰出金というのはないというふうに理解してよろしいんですか。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 今年度の予算にもちょっと絡んでくるわけなんですけれども、基本的に、今年度については公共下水道の加入負担金というのが発生しませんので、分譲したその収入分についてはPR経費ちょっとかかっておりますが、その分を除いた形で残った部分についてはほぼ一般会計への繰出金というふうな形で整理したいというふうなことで考えております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 以上で審査を終結し、採決します。

◎付託案件の採決

○委員長（櫻井和彦君） 議第72号 令和2年度大江町宅地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これを原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（櫻井和彦君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

◎付託案件の審査

○委員長（櫻井和彦君） 次に、議第73号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。

お諮りします。

本議案については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行います。

ページ数は242ページから256ページになります。

質疑ありませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） いつも公共下水道の決算書を見て思うんですが、246ページの2款1項1目下水道使用料というのが5,400万円の予算に対して、補正があるので5,600万円しかない。だけれども繰入金で1億6,800万円、町からの一般会計繰入金で1億6,800万円なんですよ。

であるとすれば、特別会計の収支からしてなるべく負担金、使用料で賄うというふうなのが原則だと思うんだけど、全然これが改善されていなくて、今後もこのような状況で進むというふうに理解をするわけなんだけど、あまりにも使用料と町が負担する負担金が、この差が大き過ぎるというふうに思うんだけど、だから下水道の使用料金を上げるかなんていうことはできないと思うんだけど。

そしてまた、中学校の工事をやって町負担が増えるということの中で、全体的に考えてなるべく使用料で補えるような形にすべきと思うんだけど、町長、どう思いますか。松田町長。

○委員長（櫻井和彦君） 町長。

○町長（松田清隆君） まず建設課長からしゃべって。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 毛利議員のおっしゃることについては当然理解するわけなんですけれども、こちらのほうの一般会計からの繰入れに関しては、今現在の公共下水道事業の公債費の部分が1億7,000万程度ございます。そちらのほう、処理センターと管路の整備というふうなことでかなりの費用をかけて造ってきたというふうなことでの償還、そちらのほうに充てているものです。こちらについても、ほぼほぼピークが来るというような状況になっておりまして、今後はこれが少なくなってくるのかなというふうな状況で、一般会計からの繰入れも今後は減ってくる見込みであるというふうに理解しております。

ただ、全体的な会計の中では、使用料に基づいた中で回していくというのが企業会計的な部分での基本的な考え方かなというふうなことを考えれば、節約するところについては節約するというふうな取組を進めた中で対応していくものが筋なのかなというふうなことでは理解しておりますので、その部分については今後とも十分精査しながら研究させていただきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 町長。

○町長（松田清隆君） 下水の会計の歳入歳出の関係であります。今、課長のほうから答弁あったとおり、公債費が1億4,600万というふうなこと、公債費というか元金のほうですね。利息と合わせますと、公債費で1億7,000万というふうなことであります。一般会計からの持ち出しが1,680万というふうなことでありますので、おおむねその部分を負担しているというふうな見方もできるかなということでもあります。

あと、収入の部分では5,600万という使用料であります。一方で施設関係の維持管理というふうなところでは5,450万程度というふうなことであります。この辺は同様の数値というふうな状況とも読み取れるのかなというふうに思います。

今のことをまとめて申し上げれば、下水道事業そのものは公債費も含めての会計の運営というふうなことは原則ではあります。やはりこの小規模な自治体にとっての下水道整備というふうなものは、このように将来の公債費の負担については一定程度、一般会計からの持ち出しをした中でなければ下水道事業というのは成り立たないというふうな現状であるというふうに、この会計を見ながら思っているところです。

今後、将来に向けて維持管理のほうも、年数がたてば費用が増してくるというふうなこと

も考えられますので、公債費の取扱いについては今後の見通しを立てながら新規発行なども含めて考えていかなければならない課題だと思っております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） いろいろと理屈的にはそういうことなんだけれども、先ほど申しましたとおり、処理施設の保守点検業務委託料なんて253ページに書かれていますけれども、3,100万ほどかかっているんですよ。そして汚泥処理なんていうのは650万もかかっていると。

だから、公共下水道の大江町で導入した嫌気好気ろ床法なんてものは、極力汚泥処理は要らないというふうな中で進めてきたというふうに私は記憶しているんだけど、やっぱり毎年度使用料を払っても維持管理でそれ以上かかっていくというのは現実なわけですよ。

だから、そういうふうな中で下水道の区域の見直しというものも数年前に図って、これ以上下水道の区域は増やさないとというふうに議会も議決したと思うんだけど、そういうふうな考え方の中でやっていかないと、下水道の管を埋設するなんていうときに何千万とかかるわけですよ。そういうふうな将来負担などを考えれば、やっぱり下水道というのは範囲を広げないというふうにやっていかないと、下水道会計なんてもたなくなるというふうに思いますので、その点は十分留意しながら行政執行をやっていただきたい。

回答なしということで。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 以上で審査を終結し、採決します。

◎付託案件の採決

○委員長（櫻井和彦君） 議第73号 令和2年度大江町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これを原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（櫻井和彦君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎付託案件の審査

○委員長（櫻井和彦君） 次に、議第74号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを審査の対象とします。

お諮りします。

本議案については、歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、歳入歳出一括して質疑を行います。

ページ数は257ページから271ページになります。

質疑ありませんか。

7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 7番。1件だけお伺いします。

現在加入している地区は檜山地区及び深沢地区というふうに伺っていますが、檜山地区においては加入率はほぼ100%近いというふうに伺っていますが、伏熊地区のほうはまだちょっと加入率が少し悪いというふうに伺っていますが、何%ぐらい。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 深沢と伏熊合わせての処理施設になっております。こちらのほうで接続率ということで申し上げますと79.0%というような数値になります。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 7番、宇津江雅人君。

○7番（宇津江雅人君） 70、約80%近くということですが、それ以上、加入率の向上に向けてPRとか努力されているかどうかをお伺いしたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 79.0%、80%弱というふうなことで、接続率の向上に向けてということでは対応させていただいているところですが、なかなか接続に結びつかないというのがやはり高齢者世帯というような部分、こちらのほうがやはり今後、先のことを考えるとというような話もあって、なかなかこれ以上進んでいないというのが実態でございますが、

引き続き、住宅の建て替え等々そういったタイミングということもございますので、そういったところを見据えながら対応していきたいなと思っております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 以上で審査を終結し、採決します。

◎付託案件の採決

○委員長（櫻井和彦君） 議第74号 令和2年度大江町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、これを原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（櫻井和彦君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定しました。

◎付託案件の審査

○委員長（櫻井和彦君） 議第75号 令和2年度大江町水道事業会計決算の認定についてを審査の対象とします。

お諮りします。

本議案については、収入支出一括して質疑を行いたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 異議なしと認めます。

したがって、収入支出一括して質疑を行います。

9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。資料の20ページになるのかな、決算書ですね。ここの区分のほうで有収率というのがありまして、これは配水量に対する有収水量の割合を表しているわ

けですけれども、これが元年度が83.1%で、2年度が84.8%、比較しますと1.7%が向上したと、こういうふうになるわけですね。この値というのは、高いほど無駄なく水道水を供給できているということになるわけです。

この全国平均というのが80%前後なのかなと、こんなふうに思っているんですが、最近は90%ぐらいに上がってきているようであります。28ページには漏水調査業務委託料60万6,100円、それから漏水修理費ほかとして668万2,000円というのがありますけれども、1つはこの漏水修理の箇所、2年度は何箇所あったのかなというふうなところをお伺いしたいと思います。そしてまた、年間の漏水した水の量を金額に換算しますとどのくらいの額が漏水しているのかなということが知りたいということでお伺いしたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 漏水の関係でございますが、まず28ページの修繕費の中で漏水修理費ほかということで668万2,000円、こちらについての漏水の修繕箇所でございますが、28か所、昨年度については対応しているというような数値になります。

あと、配水量から有収水量を差し引いた、これ不明水というような形で呼んでおりますが漏水している部分、あるいは消火栓などの使用に伴って、メーターがついていないので不明水というような形で言っているものですが、この不明水の差引きになりますと21万7,710立米というような水量になります。これを金額に換算するというのもなかなか難しい話なんです、料金体系として5立米までの基本料金となりますと1,800円というような形になります、6立米から10立米、立米当たり80円というふうな中での単価で計算しますと、80円掛ける消費税1.1というふうな形で計算しますと大体1,900万ぐらいの金額的な換算になるのかなというふうにちょっと読み取らせていただきました。

こちらについては、昨年度豪雨があったというふうなことで、かなり消防団のほうに頑張っていたら、泥かきとかそういったものもあったというふうなことで少し増えたのかなというところもちょっと読み取ってはいるところなんですけれども、そういった金額というふうな形になるのかなと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） ありがとうございます。

配水管の布設替え工事というのかなりやってきておまして、計画的にやってきたと思うんですけれども、これを行うことによって漏水も少なくなっているのかなと、こういうふうなふうに思います。

大江町の配水管の布設替え工事というのは、今後まだまだ続くのかどうかというところはちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） お答えします。

今現在、配水管ということでは、非常に漏水の原因となっている塩化ビニール管、こちらの距離がまだまだあります。特に、そこからの漏水が被害としては多いのかなというようなことで、塩ビ管については今現在44キロほどあるというふうな状況ですので、これを更新していくというふうなことになりますとかなりの年月がかかるかなと。それに伴って費用もかなりかかるかなというようなこともございますので、ちょっと計画的に入替えというようなことを進めていかなければいけないのかなというようなことで考えております。

あわせて、漏水した箇所についてはその都度発見した段階で修繕というふうなことで進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（櫻井和彦君） 9番、結城岩太郎君。

○9番（結城岩太郎君） 9番。今、大体終わりになってきているのかなと思ったところ、布設替え工事がまだ44キロ残っていると、こういうことですかね。これはどの辺が残っているのかという、場所的に。あとどのぐらいかかるのかなといったところもお聞きしたいなと思います。

漏水関係では地盤の弱いところ、大型車あるいは除雪車あたりが通りますと振動で接続部が外れて漏水になるというところもあるようですけれども。

先ほどの質問、よろしくをお願いします。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 今ちょっと申し上げました44キロの塩化ビニール管、こちらについては老朽管というよりも、非常に漏水しやすいというふうなことで捉えている感じでございます。石綿セメント管、そういったものについては順次、計画的に入替えをしてきているというようなことで、今後については漏水しやすい塩化ビニール管についての対応が必要かなというようなことでちょっと申し上げたところでございました。

それについては全て、すぐさま交換しなければいけないというような状況ではございませんが、漏水しやすいというような状況でございますので、その部分については計画的に入替えも含めて対応していきたいというようなことでの考えでございます。

以上でございます。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに質疑ありませんか。

6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） コロナ対応というふうな中で、水道料金を減免したというふうな2年度決算だというふうに思いますけれども、2ページの中の収益的収入及び支出の、収入の営業収益が当初予算で2億2,700万と。補正で2,600万円減額したということで、決算額で2億78万だということの中で、ここの2,600万円というふうなのは全額が免除だというふうに捉えてよろしいのか、内数として免除額が幾らなのかどうか。

それから、この営業外の収益で2,700万円がプラスに補正予算になっておりまして、決算額で4,400万円だというふうになっておりますが、この補正予算絡みで減免措置の対応をしたというふうに理解してよろしいのでしょうか。

それからもう一点は、この決算書を見る限り、補正予算の中で説明があった過年度損益勘定留保資金6,100万円ほどあったというふうなのがどこ見ても出てこないんだけど、どういうふうに見ればその6,100万円が出てくるのでしょうか。

以上2点。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） まず1点目のコロナ対応の関係について申し上げます。

ページの15ページのほうをご覧くださいと思いますけれども、1、概況のロ、業務状況ということでちょっと記載しているところがございますが、令和2年度については新型コロナウイルス感染症予防のために全水道使用者の基本料金1,800円の部分になりますが、その4か月間というふうな中で2,085万1,200円を免除というふうな形で対応させていただきました。これについては消費税がかかっておりませんので2,200万円程度になるかと思っておりますけれども、そういった部分で免除をしているというふうなことです。

あと、事業外収益について申し上げますと、ページの26ページをちょっとご覧くださいと思いますが、明細書の部分になります。営業外収益というふうなことでは、雑収益として新型コロナウイルス感染症予防負担金というようなことで、一般会計のほうから2,293万6,320円というふうなことで、免除した相当額というふうなことで負担金として水道会計のほうに入れて対応させていただいたというようなものでございます。

あと、2点目の損益勘定留保資金の部分についてちょっとご説明申し上げますと、こちらの記載に関しては法的に記載しなければいけないというようなものではないことから、記載

をしていないというふうな状況でございます。

ちょっとほかの自治体の決算書、予算書関係も調べたところ、そういった記載については非常に記載しているところが少ないというような状況でございましたので、そのようなことでこれまでも対応してきたというふうな状況でございますが、その部分について、その金額がどこから導き出されるのかというようなことでご質問ございますので、ちょっと説明をさせていただきたいと思いますが。ちょっと決算書のほうにはなかなか記載になっておりませんので予算書のほうの中身になります。予算書をお持ちではなければちょっと口頭で説明させていただきますが、その金額の出し方としては、収益的支出の部分で減価償却費、あと、資産減耗費というものがございますが、そちらを加えたものから営業収益、営業外収益の長期前受金戻入れ、こちらを引いた額が当年度の損益勘定留保資金というふうな金額になりますので、そこから資本的な部分については充てていくというような形の決算になります。

以上でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 過年度損益勘定留保資金については、決算書には出てこないんだけど6,100万円はあるんですよという意味で、それは表には出さなくてもいいというふうに理解して、そしてそれは何に使ってもいいということなんだか。

そして、当初では出てくるんだけどもというお話なんだけれども、一般会計もそうですが、企業会計でも3月分までに決算締めて5月の出納閉鎖というか、その時点で初めてその留保資金というものが出てくると。だけれども決算書には出さなくていいんだと。使い道は何でもいいということか。

はい、どうぞ。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） 過年度分については決算に基づいて金額が確定するというこ
とで出されますが、当年度分については当年度の予算書の中からこのくらいあるというよう
な計算がなされるというようなことになります。

あと、使い道といたしましては、資本的な部分、4条予算と言われる部分になりますが、そちらのほうの収入で不足する部分に充てるというふうなことで対応というふうな形でされますので、そちらのほうがどうしてもやっぱり不足するというような状況になりましたら、過年度分、あと、当年度分を含めて対応させていただいているというふうな状況でございます。

○委員長（櫻井和彦君） 6番、毛利登志浩君。

○6番（毛利登志浩君） 分かったんだか分かってないんだか私自身分らないんだけど、公の資金管理の中で決算書に出さないというふうなのは、ほかの市町村でもやってるんだからいいのだというふうな理解だと思うんだけど、せめて、こういうふうな2年度の決算をやって、5月の閉鎖期において留保資金はこれぐらい出ていますよということを、この決算書の中の最後の参考資料でもいいし、課長が詳細説明をするときにでもいいし、来年度の決算には、過年度留保資金というのはこれぐらいありますよということを列記してください。お願いします。

○委員長（櫻井和彦君） 建設水道課長。

○建設水道課長（櫻井洋志君） ちょっと私も勉強不足で、そこまでの資金の管理というのがちょっとできていなかったかなというふうに反省しております。内部でもちょっといろいろ相談しまして、分かりやすいような形での、明記するかどうかというところも含めてちょっと検討させていただければなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○委員長（櫻井和彦君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○委員長（櫻井和彦君） 以上で審査を終結し、採決します。

◎付託案件の採決

○委員長（櫻井和彦君） 議第75号 令和2年度大江町水道事業会計決算の認定について、これを原案のとおり認定することに賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（櫻井和彦君） 全員です。

したがって、本案は原案のとおり認定することに決定いたしました。

◎閉会の宣告

○委員長（櫻井和彦君） 以上で、本特別委員会に付託された事件は全て議了いたしました。

微力ではございましたが、皆様のご協力によりスムーズな議事進行をすることができました。

これをもって決算特別委員会を閉会します。

ご協力、誠にありがとうございました。

閉会 午前11時15分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和4年3月2日

臨時委員長 土田 勵 一

委員長 櫻井 和 彦